第４次
小美玉市地域福祉計画

－ ぬくもりあふれるまちづくり －

令和８年３月

小美玉市

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、地域社会のつながりや地域に対する関心の希薄化が問題になっています。

このような状況の中、行政による充実した福祉サービスの実現はもちろんのこと、市民一人ひとりが福祉に対する意識を変え、支え合い、助け合うことが必要とされています。

本市では「小美玉市総合計画」に基づき、福祉分野においては「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」を基本目標に掲げ、「『ひと・もの・地域』が輝きはばたくダイヤモンドシティ」の実現に向けて、様々な事業を展開しております。

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えた協働を実践し、暮らし・生きがい・地域を共に創っていく地域共生社会の実現が求められます。

本計画は、その実現に向けて、多様化・複雑化する地域福祉の課題に包括的に対応し、すべての人が様々な垣根を越えて協力し合い、住みよいまちづくりを進めようとするものです。そのためにも、市民の皆様のお力添えが必要です。今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、アンケート調査にて貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました小美玉市地域福祉計画策定委員会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和８年３月

小美玉市長　島田　幸三

目　次

第１章　計画策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 1

２　地域福祉の基本的な考え方 2

３　計画の位置づけ 3

４　関連計画との関係について 5

５　計画の期間 6

６　圏域等の考え方 7

７　計画の策定体制 8

第２章　小美玉市を取り巻く状況 9

１　統計データからみる小美玉市の現状 9

２　アンケート調査からみる地域福祉の現状 15

３　地域の現状 25

４　地域福祉を取り巻く課題 30

第３章　計画の基本的な考え方 32

１　基本理念 32

２　基本目標 33

３　施策の体系 34

第４章　施策の展開 35

基本目標１　地域で共に支えあうあたたかな心づくり 35

基本施策１　支えあう心の育成 35

基本施策２　地域でのふれあい、交流の場づくり 37

基本施策３　地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化 39

基本目標２　みんなに届く包括的な支援体制づくり 43

基本施策１　重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画） 43

基本施策２　情報提供体制の充実・包括的な相談支援 48

基本施策３　福祉サービスの充実 50

基本施策４　自立支援体制の充実 53

基本施策５　権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）................................56
基本施策６　再犯防止の推進（再犯防止推進計画）..60

基本目標３　安全・安心に暮らせるまちづくり 65
基本施策１　生活環境整備の充実..65
基本施策２　防犯・防災体制の充実...67
基本施策３　地域福祉のネットワークづくり 69

第５章　計画の推進に向けて 72
１　計画の推進体制 72
２　目標値の設定 73

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

昨今、人口減少や少子高齢化、多様な価値観や生活様式、働き方の変化等により地域社会は大きく変貌しています。地域福祉においても、地域福祉活動の担い手不足や少子高齢化の進展に伴い、地域における支え合いの機能は低下しつつあります。加えて、世帯人員の減少により、子育てや介護等に悩みや負担を抱えながらも周囲に頼ることができない状況も見受けられます。さらに、「8050問題（高齢の親とひきこもりの子どもとの同居）」「ダブルケア（介護と子育ての同時進行）」「ヤングケアラー（家事や家族の世話を日常的に行う子ども）」など、複合的なリスクを抱える世帯が増加し、福祉課題は一層多様化・複雑化しています。加えて、自然災害や感染症などの発生は、地域におけるつながりの重要性を再認識させています。

国においては、これまで高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象に応じた制度整備を進めてきましたが、今後は制度の縦割りを超え、すべての人が尊重され支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。そのためには、市民一人ひとりが地域や福祉を「我が事」として主体的に関わること、行政や関係機関、関係団体が相互に連携し、包括的な支援体制を整えることが重要です。

本市では、平成23年に第１次計画、平成28年に第２次計画、令和３年に第３次計画を策定し、『ぬくもりあふれるまちづくり』を基本理念として、地域住民主体の地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、複雑化する生活課題や社会環境の変化は、本市においても喫緊の課題であり、地域全体での対応が急務となっています。

また、判断能力が不十分な人の権利擁護と地域生活を支えるための「成年後見制度利用促進基本計画」、犯罪や非行の背景にある生活上の課題を地域全体で支え、再犯を防止することを目的とした「再犯防止推進計画」、複合的かつ複雑な課題を抱える世帯に対して、分野横断的かつ継続的な支援体制を構築することを目的とした「重層的支援体制整備事業実施計画」については、これらの理念や取組を地域福祉の視点として位置づけ、地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、市民、地域活動団体、社会福祉協議会、行政など、多様な主体が相互に連携・協働し、『ぬくもりあふれるまちづくり』の基本理念のもと、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現するため、「第４次小美玉市地域福祉計画」を策定します。本計画では、市民アンケート等の結果を踏まえ、市民の意見を反映し、自助・互助・共助・公助のバランスを踏まえた包括的な支援体制を構築し、すべての人が心豊かに暮らせる地域づくりを推進します。

２　地域福祉の基本的な考え方

（１）地域福祉とは

地域福祉は、公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係や、その仕組みを作っていくことです。

なお、改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されています。

それぞれ異なる個性を持った住民が、その個性を尊重しながら他者や行政に過度に依存せず自立した生活を送りつつ、互いに協力し、不足を補い合いながら協働できる、地域共生社会の実現を目指すものです。

（２）地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野の枠を超えてつながる社会です。

（３）自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を進めるときに重要となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

地域での様々な課題や困難に対して、まずは個人や家族が解決することを「自助」、それだけでは解決できない場合に、隣近所の助け合いや支え合いで解決することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

従来の社会保障の制度では、「自助」やそれを支える「互助」を基本とし、対応できない大きな課題について「共助」「公助」が補完し、地域の課題解決が図られてきました。

しかし、近年、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化する中では、それぞれの役割分担を固定するのではなく、相互に連携し、バランスを取りながら「支援のすき間」を埋められるような役割を果たすことが求められます。こうした相互の関わりによって、地域の重層的なセーフティネットが構築されます。

３　計画の位置づけ

（１）地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動する時の方向性や基本的な考えを示したものです。行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視し作成する社会福祉法第107条に基づく計画です。

【社会福祉法】

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（２）地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域の課題解決を目指して、住民や福祉事業者、民間団体等が相互に協力して行う具体的な活動内容を示したものです。住民の主体的、自律的な参画のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する市民の活動・行動計画です。

（３）第４次小美玉市地域福祉計画と一体的に策定する計画

◆成年後見制度利用促進基本計画

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含む形で策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】
第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

◆再犯防止推進計画

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】
第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

◆重層的支援体制整備事業実施計画

本計画は、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」の内容を含む形で策定しています。

【社会福祉法】
第百六条の五　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

４　関連計画との関係について

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、平成30年４月の社会福祉法の改正にて、保健福祉部門の上位計画として位置づけられました。そのため、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。

また、小美玉市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図りながら、具体的な地域福祉活動を推進します。

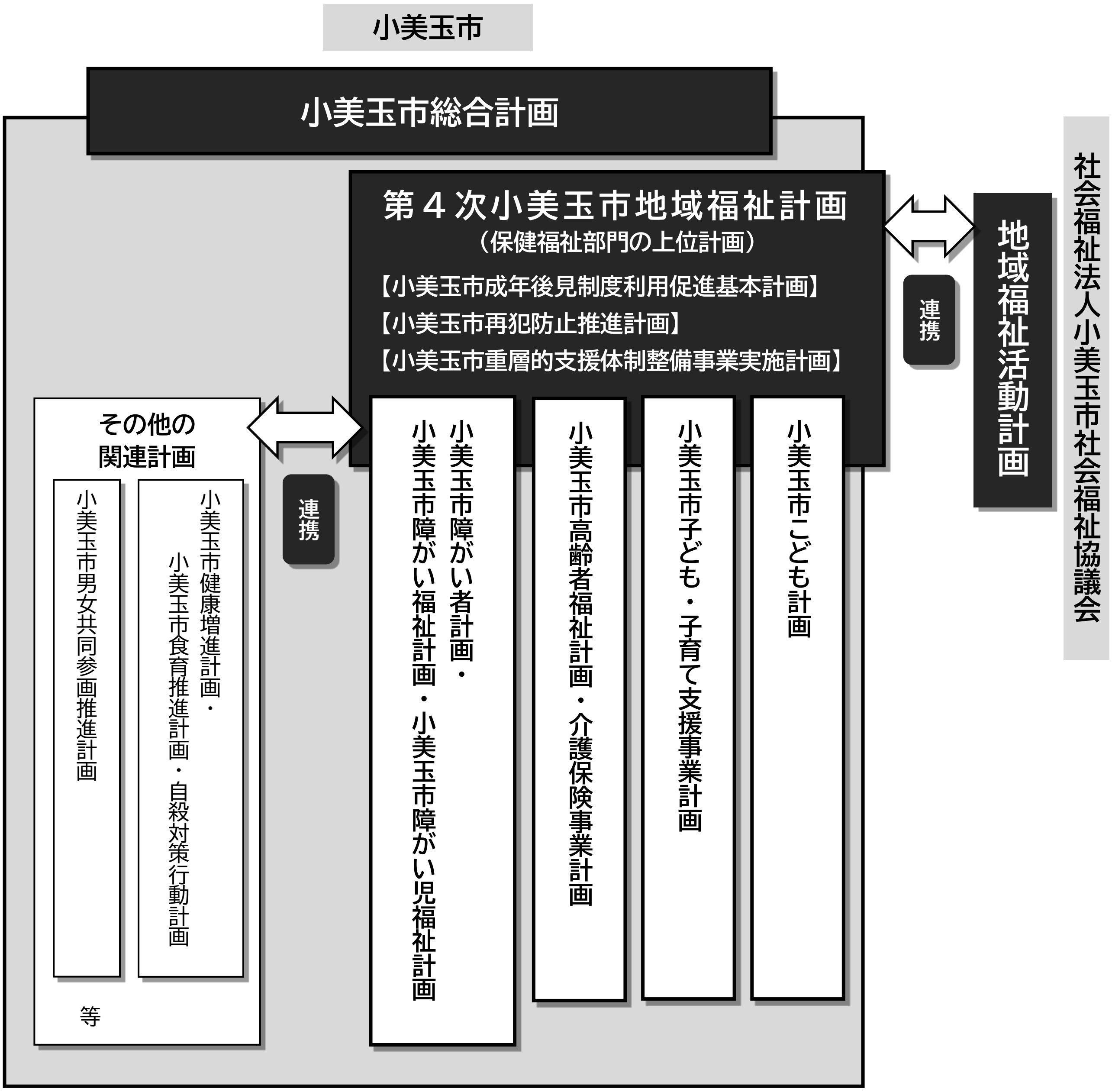

５　計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から令和12年度までの５年間とします。

ただし、本計画策定後に制度や事業が変わり、計画の修正が必要になった場合、また、国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

主な関連計画	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
小美玉市総合計画	基本構想（H30～Ｒ９）		後期基本計画（Ｒ５～Ｒ９）							
小美玉市地域福祉計画	第３次計画（Ｒ３～Ｒ７）					第４次計画（Ｒ８～R12）				
小美玉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第８期（Ｒ３～Ｒ５）			第９期（Ｒ６～Ｒ８）			第10期（Ｒ９～R11）			
小美玉市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第５次（Ｒ３～Ｒ５） 第６期（Ｒ３～Ｒ５） 第２期（Ｒ３～Ｒ５）			第６次（Ｒ６～Ｒ８） 第７期（Ｒ６～Ｒ８） 第３期（Ｒ６～Ｒ８）			第７次（Ｒ９～R11） 第８期（Ｒ９～R11） 第４期（Ｒ９～R11）			
小美玉市こども計画				策定期間		第１期（Ｒ８～R11）				
小美玉市子ども・子育て支援事業計画	第２期（Ｒ２～Ｒ６）				第３期（Ｒ７～R11）					

６　圏域等の考え方

福祉活動は､身近な地域で行われるものから､小美玉市全域を対象として行われるものまで、それぞれの活動に見合う適切な範囲で行われています。小美玉市地域福祉計画では、市域を以下のように段階的に捉え、段階に応じて地域福祉活動の主体や活動の内容を整理し、より効果的な福祉活動を推進します。

小美玉市全域

ボランティア活動、行政による保健福祉サービス、第１層協議体、社会福祉協議会
まちづくり組織　等

日常生活圏域

第２層協議体、見守り組織、地域包括支援センター　等

小学校区

地区コミュニティ、まちづくり組織、下校時のパトロール活動　等

行政区

行政区行事、育成会活動、民生委員児童委員活動、自主防災訓練　等

隣近所

日常的なあいさつ、地域の見守り活動、話し相手、支え合い　等

７　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下のような体制により、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

（１）小美玉市地域福祉計画策定委員会の設置

市民、区長、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、市議会議員、行政機関関係者で構成する策定委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

（２）アンケート調査の実施

■調査対象者：市内在住の18歳以上

市民の地域福祉に対する考え方などを把握し、今後の地域福祉の推進及び充実を図ることを目的に、令和７年２月にアンケート調査を実施しました。

■調査対象者：団体・事業所

市内の各種団体・事業所等が地域とどのような関わりを持っているのか、また今後の地域との関わりをどのように考えているかを把握することを目的に、令和７年６月にアンケート調査を実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和７年12月15日から令和８年１月14日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第２章　小美玉市を取り巻く状況

１　統計データからみる小美玉市の現状

（１）人口の状況

①総人口と年齢３区分別人口の推移

総人口は、減少傾向で推移し、令和７年で48,190人となっています。

年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少している一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。高齢者人口の占める割合（高齢化率）は令和７年には31.2%と、今後も高齢化の進行が予測されます。

【総人口と年齢３区分別人口の推移】

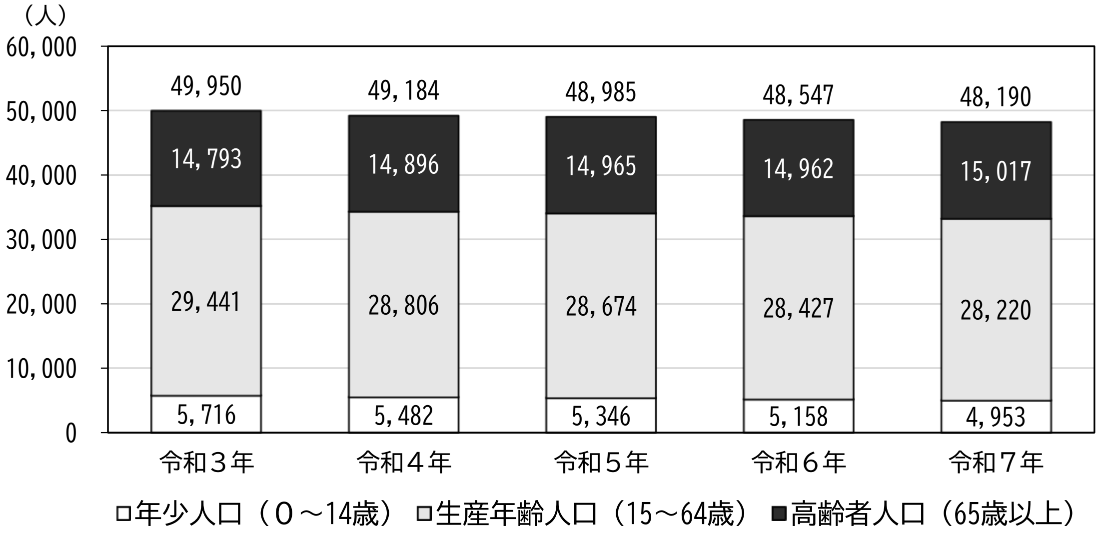

【年齢３区分別人口の割合の推移】

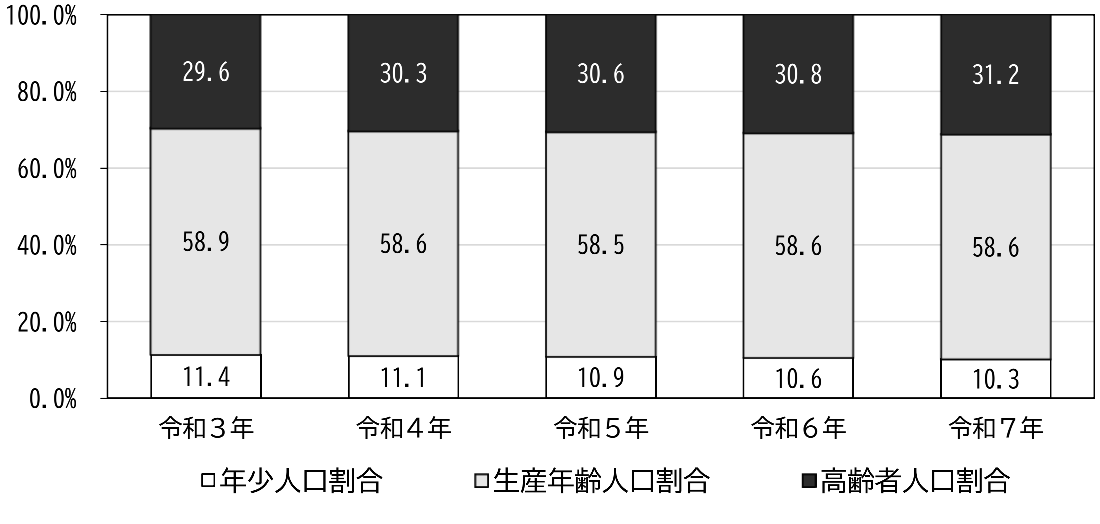

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②人口構成

令和７年４月１日現在の人口構成をみると、団塊の世代が75歳を迎え、その子ども世代にあたる45～54歳の団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。一方で、39歳以下の人口減少が進んでいることから、今後も高齢化率の上昇が見込まれます。

【令和７年４月１日現在の人口構成】

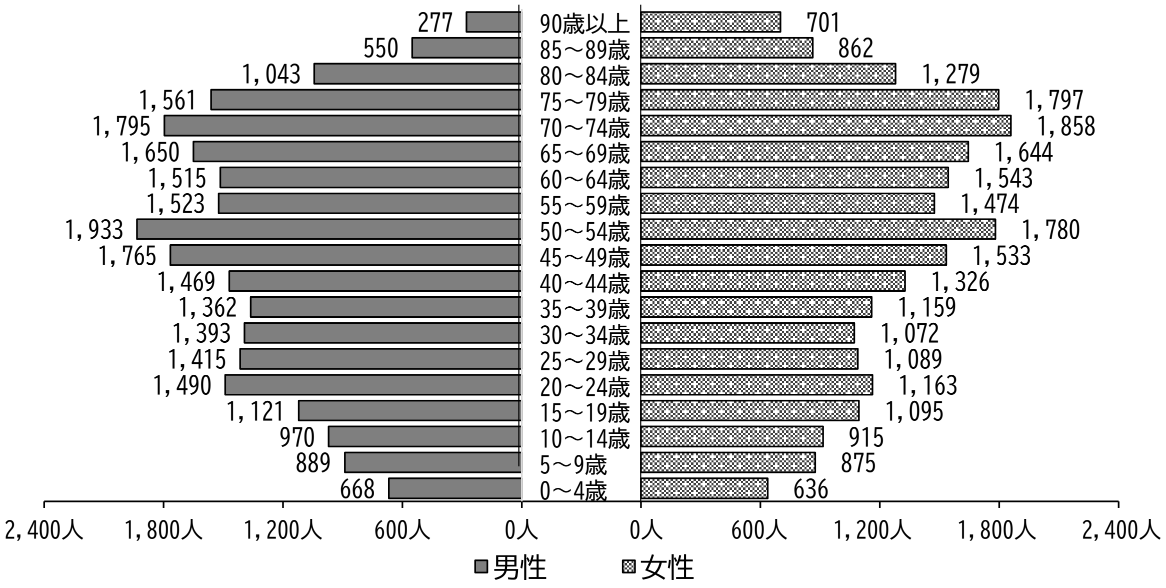

【平成 28 年４月１日現在の人口構成】

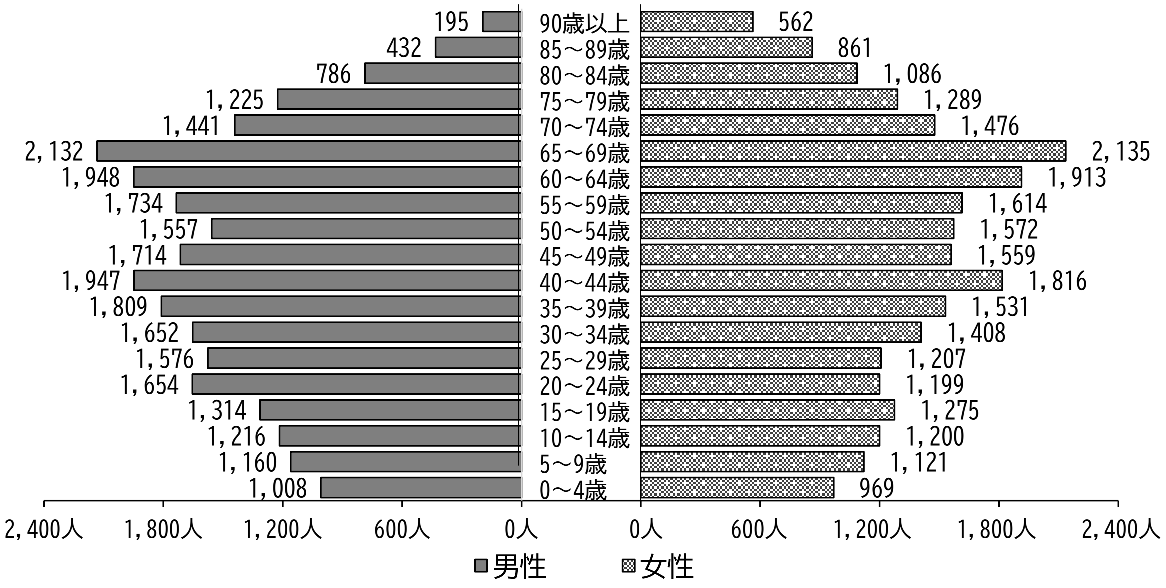

資料：住民基本台帳

③外国人人口の推移

外国人人口は、増加傾向で推移し、令和７年で2,229人（人口比率4.6%）となっています。

【外国人人口の推移】

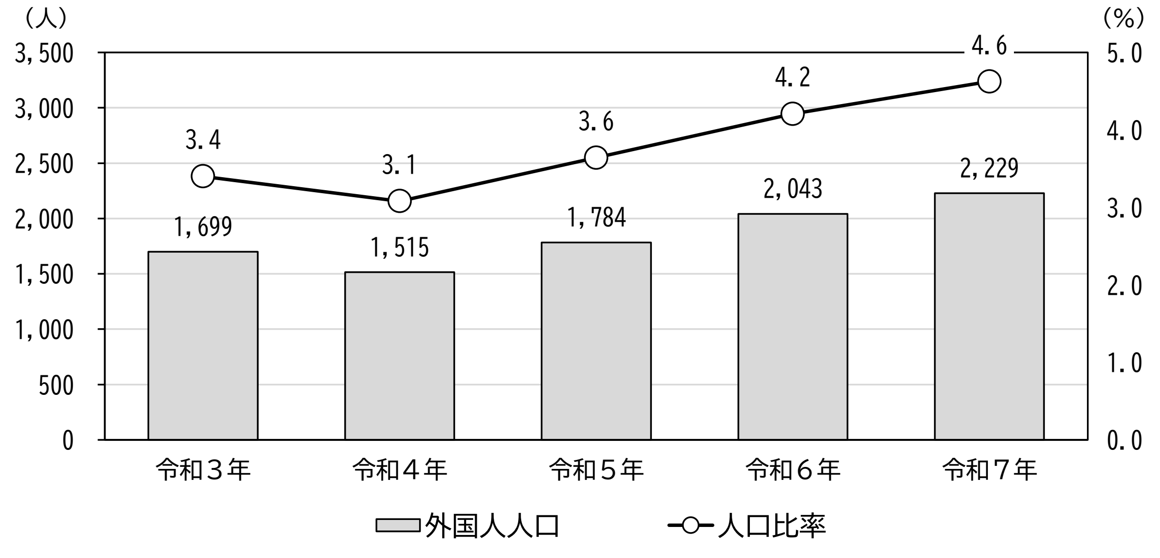

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）世帯の状況

①世帯数の推移

世帯数は、令和７年４月１日現在、22,008世帯となっています。令和３年以降の４年間で705世帯増加しています。一方、１世帯あたりの人員は年々減少で推移し、令和７年には2.19人/世帯となっています。

【世帯数及び１世帯あたり人員の推移】

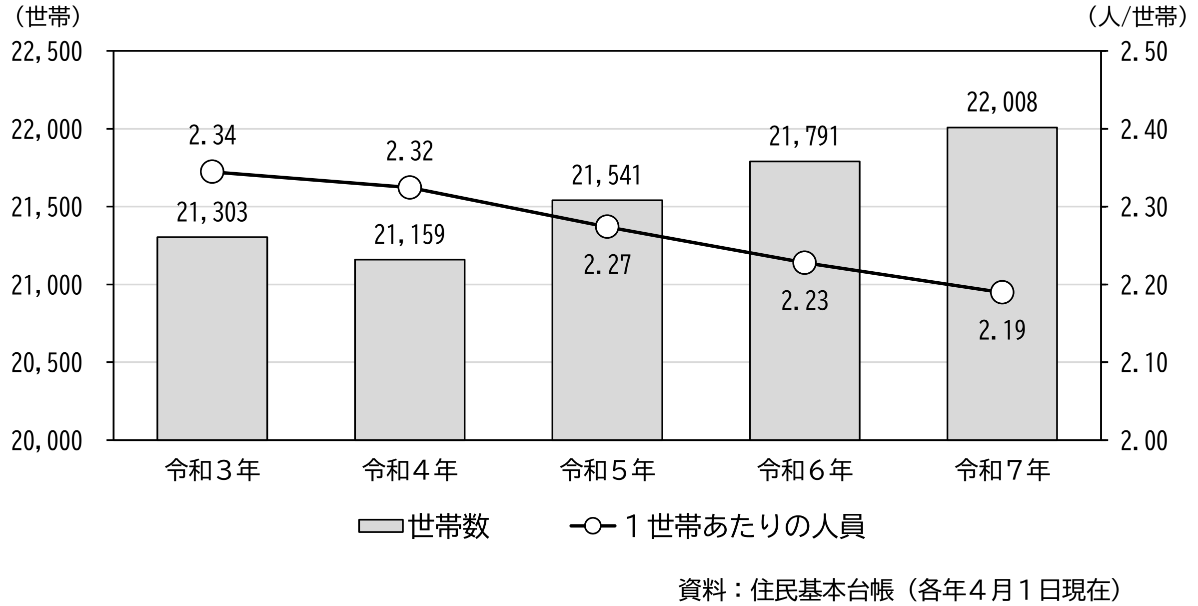

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②高齢者のいる世帯数の推移

65歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向で推移しています。また、高齢者世帯の中でも高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯(夫婦のみの世帯で、夫婦のどちらか又は両方が65歳以上)も増加傾向にあり、平成12年から令和２年までの間に、それぞれ約３倍に増加しています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

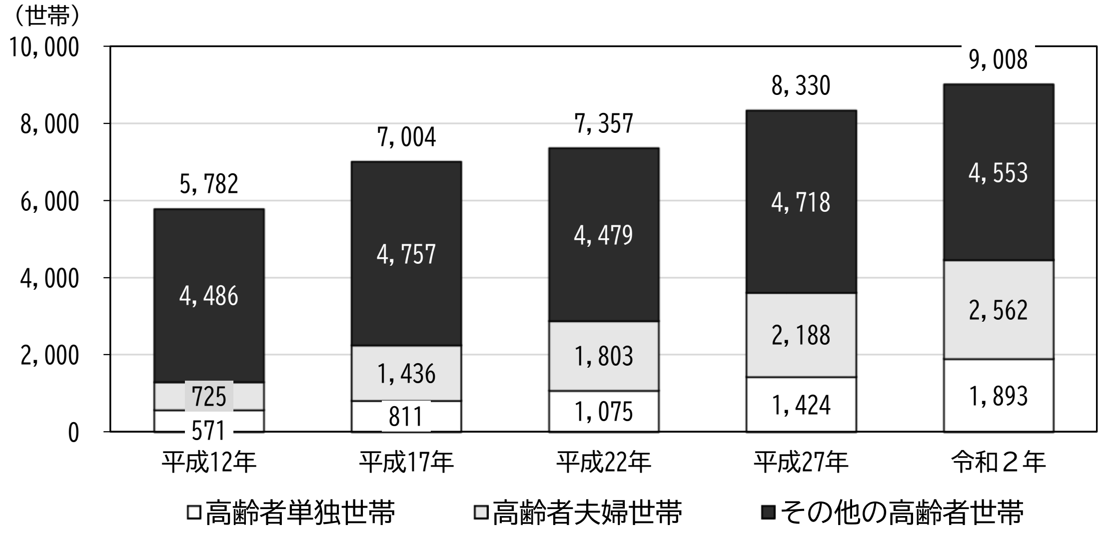

資料：国勢調査

③一人暮らし高齢者の推移

一人暮らし高齢者は、令和３年から令和７年にかけて、概ね1,100人前後で推移しています。短期的には増減がみられるものの、全体としては高い水準で推移しています。

【一人暮らし高齢者の推移】

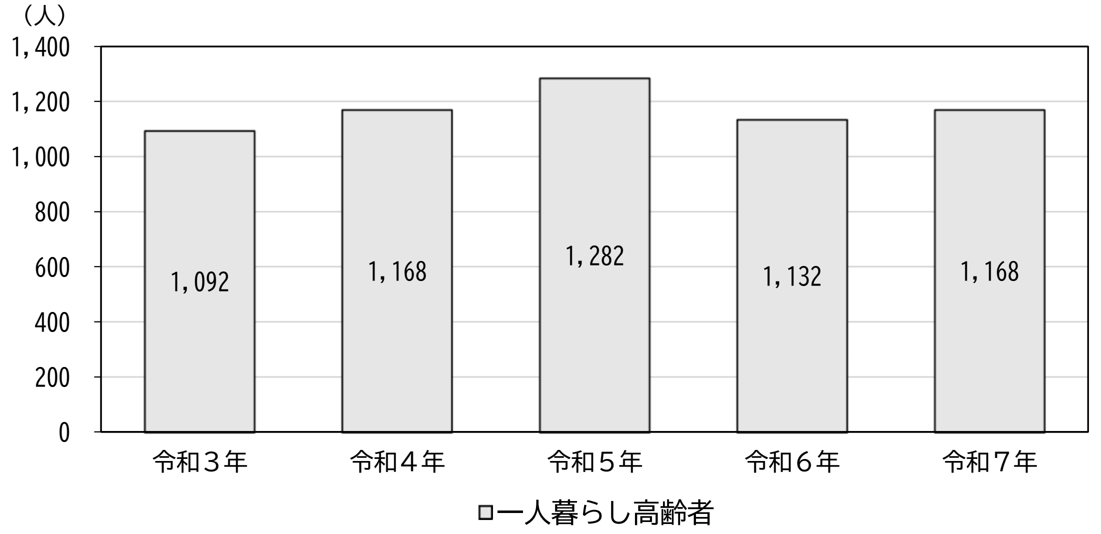

資料：事業計画書（各年４月１日現在）

（３）支援を必要とする市民の状況

①要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、微増傾向で推移し、令和７年で2,334人となっています。内訳をみると、要介護１～２が多く、全体の約４割を占めています。特に要介護１は令和３年の490人から令和７年には556人へと増加しており、軽度から中度の介護を必要とする高齢者が増加傾向にあります。

【要介護認定者数の推移】

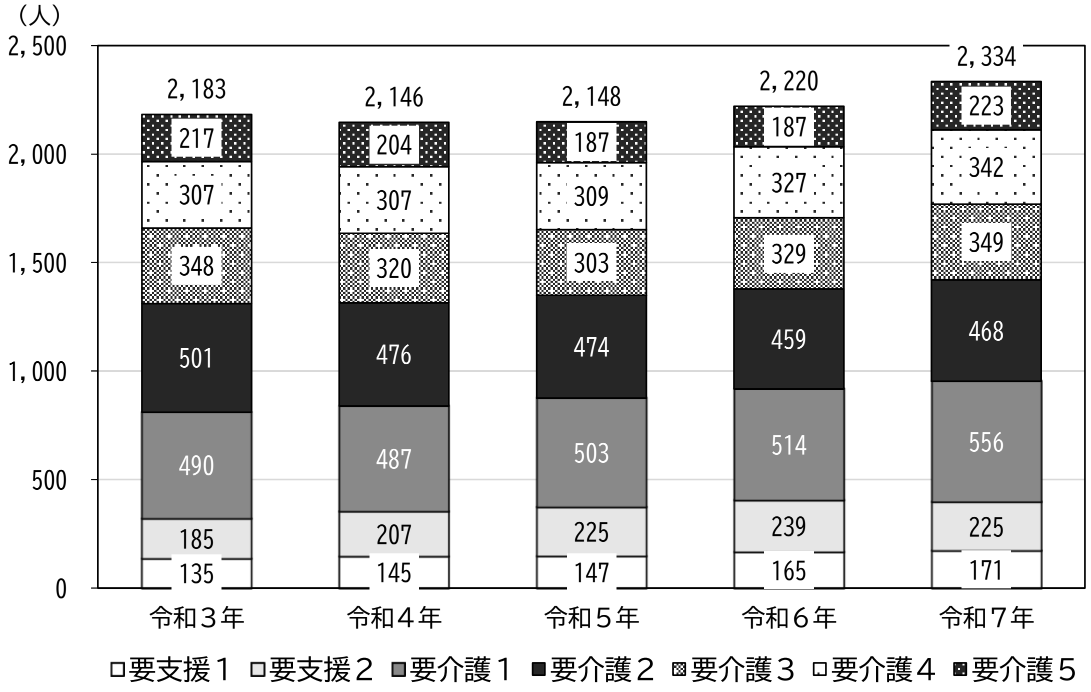

資料：介護保険事業状況報告（各年３月末日現在）

②障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者は、微増傾向で推移し、令和７年で2,468人となっています。内訳をみると、身体障害者手帳所持者が1,544人で最も多く、次いで療育手帳所持者が516人、精神障害者保健福祉手帳所持者が408人となっています。

【障がい者手帳所持者の推移】

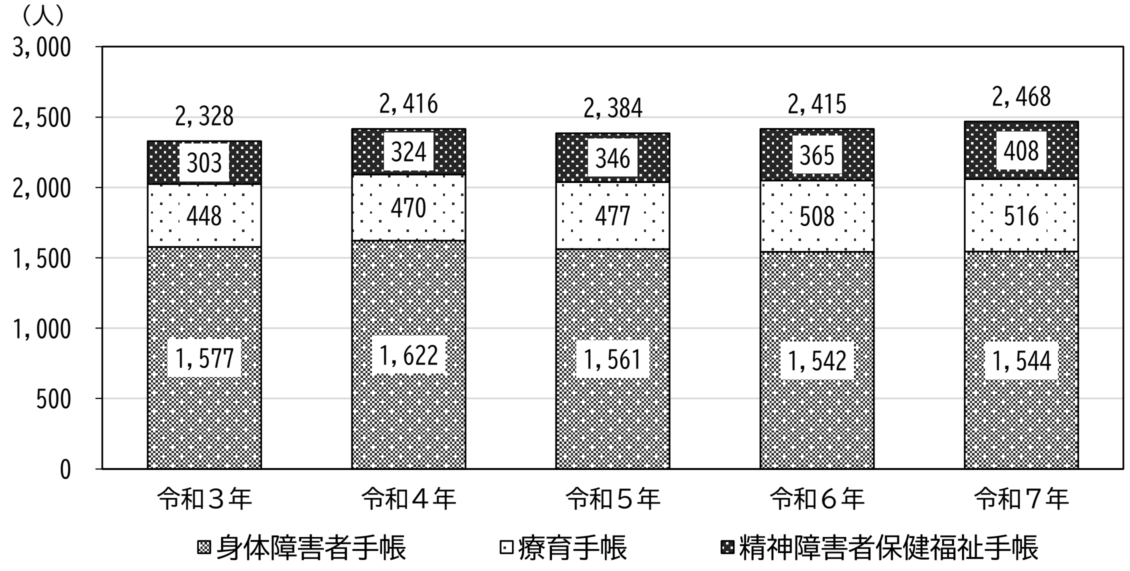

資料：事業計画書（各年４月１日現在）

③生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移

生活保護受給者世帯数及び受給者数は、微増傾向で推移し、令和７年で生活保護受給者世帯数が466世帯、受給者数が542人となっています。人口千対受給率も令和３年の9.97から令和７年には11.79へ上昇しています。

【生活保護受給者世帯数及び受給者数の推移】

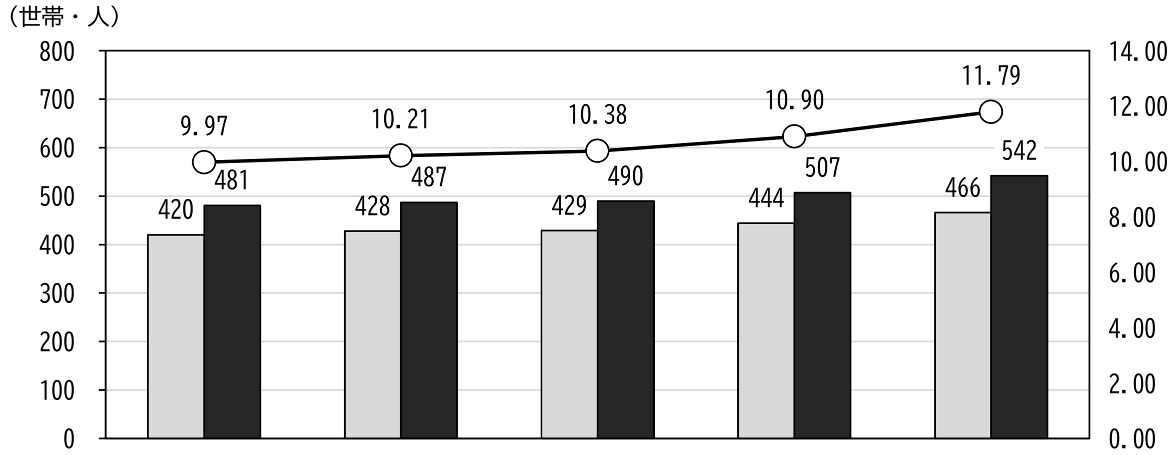

資料：事業計画書（各年４月１日現在）

２　アンケート調査からみる地域福祉の現状

（１）調査の概要

本計画の策定にあたり、地域福祉に対する考え方や意見を把握するとともに、これまでの取組を検証するための基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	市内在住の 18 歳以上　2,000 人（無作為抽出）
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収、ＷＥＢ回答による回収
調 査 期 間	令和７年２月５日～令和７年３月４日 ※ＷＥＢ回答による回収は、令和７年２月 28 日まで
回 収 結 果	配布数：2,000 件　回収数：737 件　回収率：36.9％

（２）調査結果の概要

①年齢

年齢については、「70歳代」が24.0％で最も高く、次いで「60歳代」が21.4％、「80歳以上」が15.6％となっています。

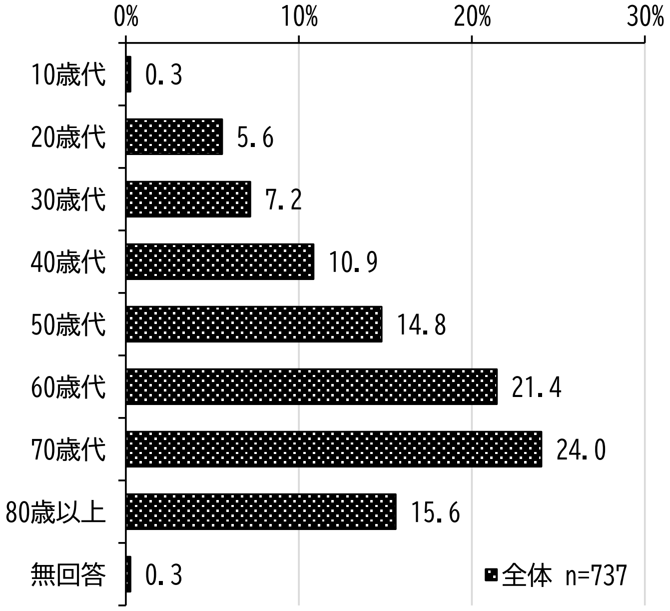

②居住年数

居住年数については、「20年以上」が79.6％で最も高く、次いで「５～10年未満」「15～20年未満」がともに5.0％、「10～15年未満」が4.2％となっています。

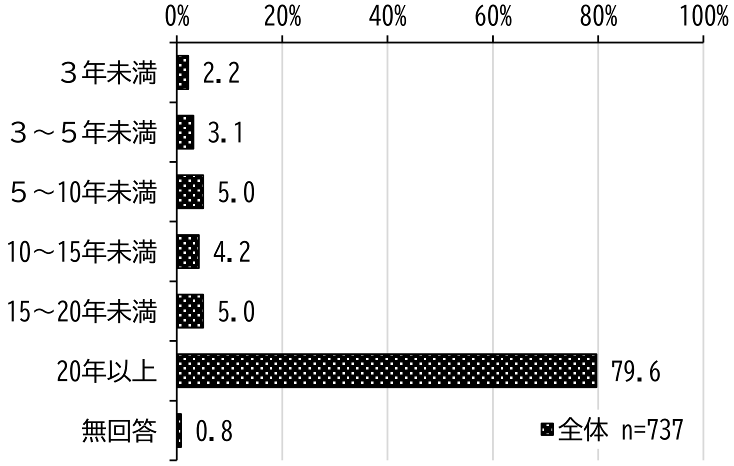

③地域への愛着

地域への愛着については、「とても愛着がある」「ある程度愛着がある」の合計値“愛着がある”が72.6％、「あまり愛着がない」「まったく愛着がない」の合計値“愛着がない”が21.2％と、“愛着がある”が51.4ポイント上回っています。

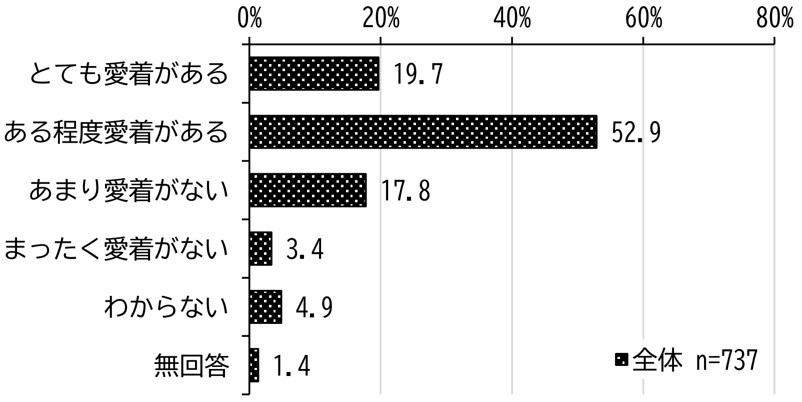

④行政区（常会・班）への加入状況

行政区（常会・班）への加入状況については、「加入している」が72.6％、「加入していない」が26.3％となっています。

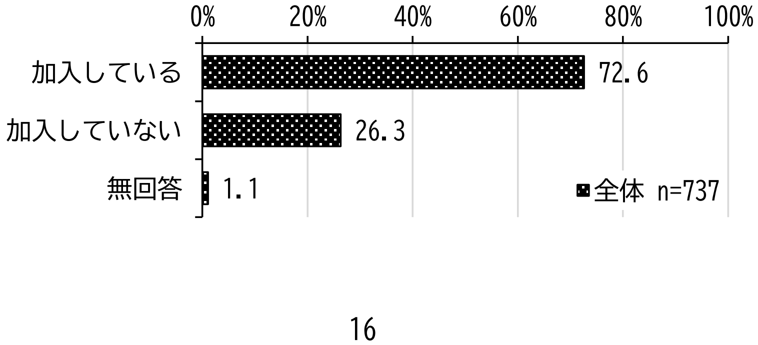

⑤地域活動への参加状況

地域活動への参加状況については、「参加している」が53.5%、「参加していない」が41.5%となっています。

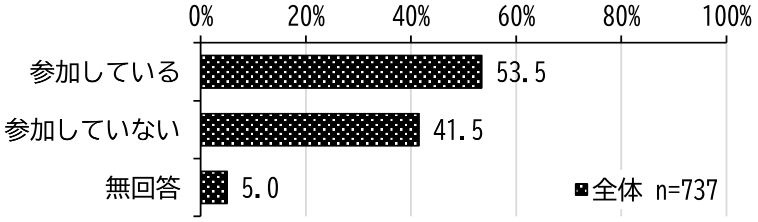

⑥参加している地域活動

参加している地域活動については、「行政区（常会・班）活動」が75.6%で最も高く、次いで「清掃・美化活動」が70.1%、「募金への協力活動」が41.1%となっています。

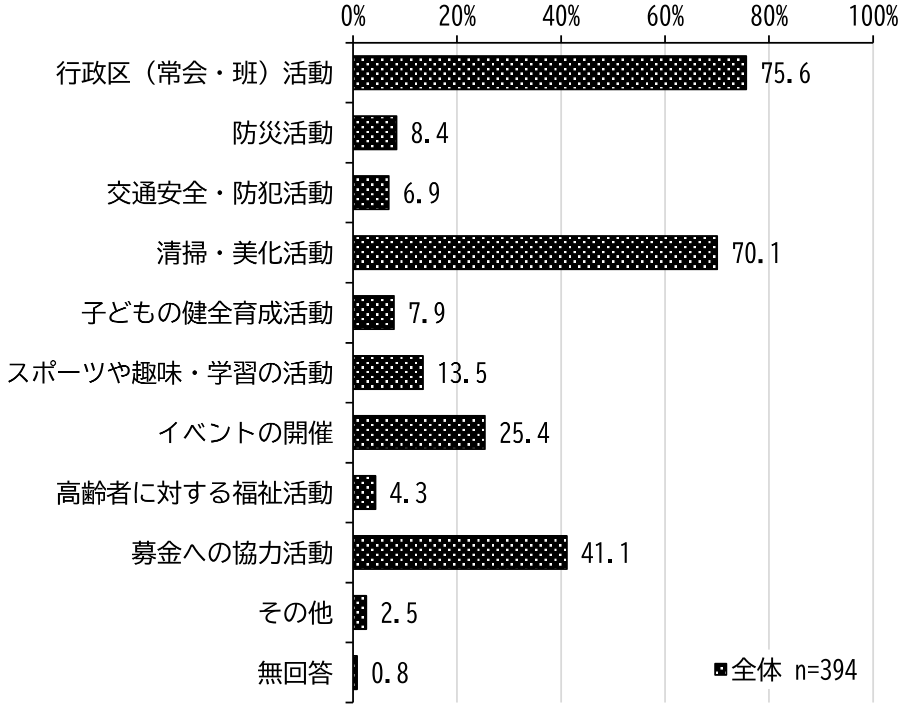

⑦情報の取得状況

地域や生活に関する情報を得られているかについては、「十分に得られている」「どちらかといえば得られている」の合計値“得られている”が53.0%、「どちらかといえば得られていない」「十分に得られていない」の合計値“得られていない”が11.8%と、“得られている”が41.2ポイント上回っています。

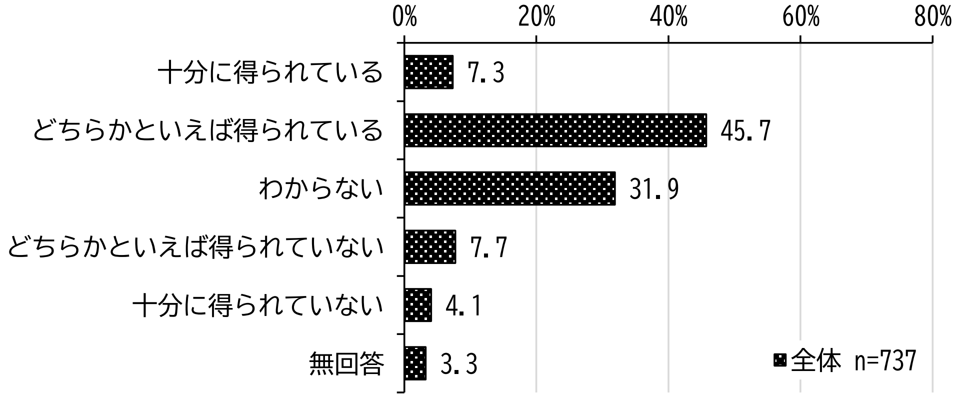

⑧情報の入手先

地域や生活に関する情報の入手先については、「市や県の広報紙やホームページ」が65.9%で最も高く、次いで「行政区（常会・班）」が29.0%、「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」が28.8%となっています。

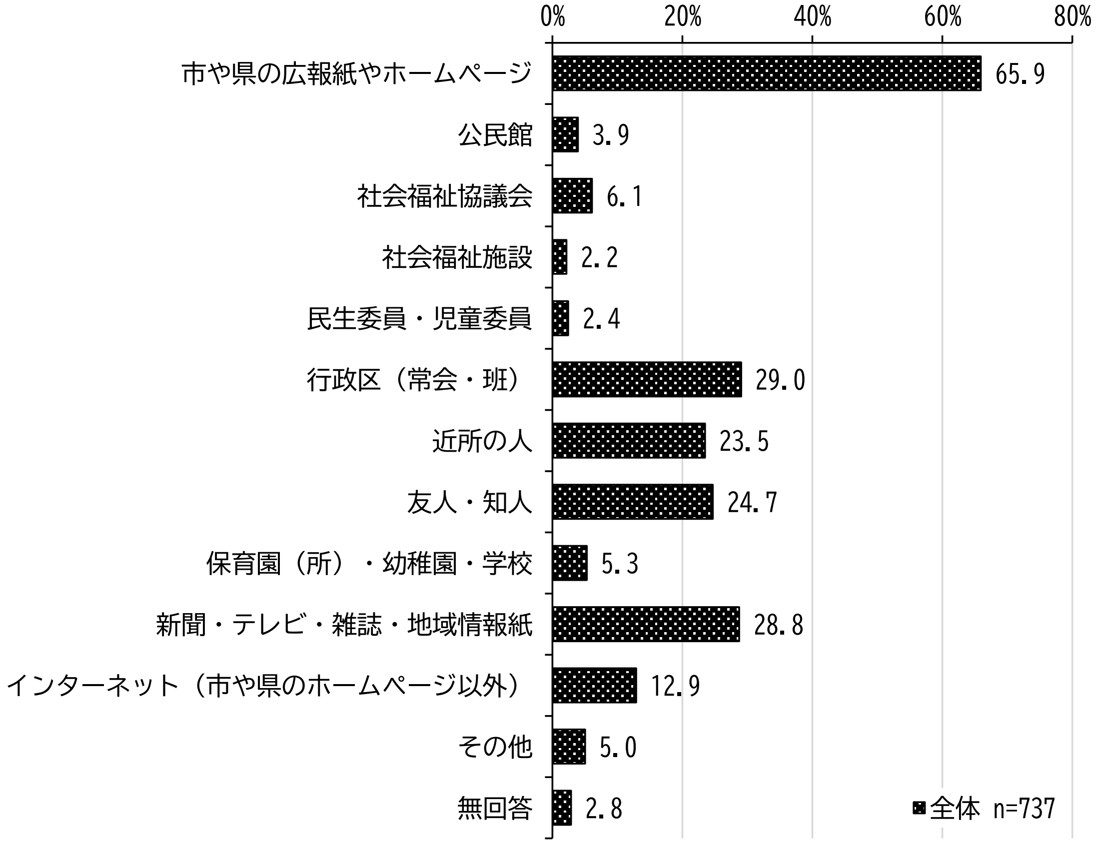

⑨地域の中での問題点

住んでいる地域の問題点については、「移動手段が不十分」が25.1%で最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が24.2%、「世代間の交流が少ない」が22.4%となっています。

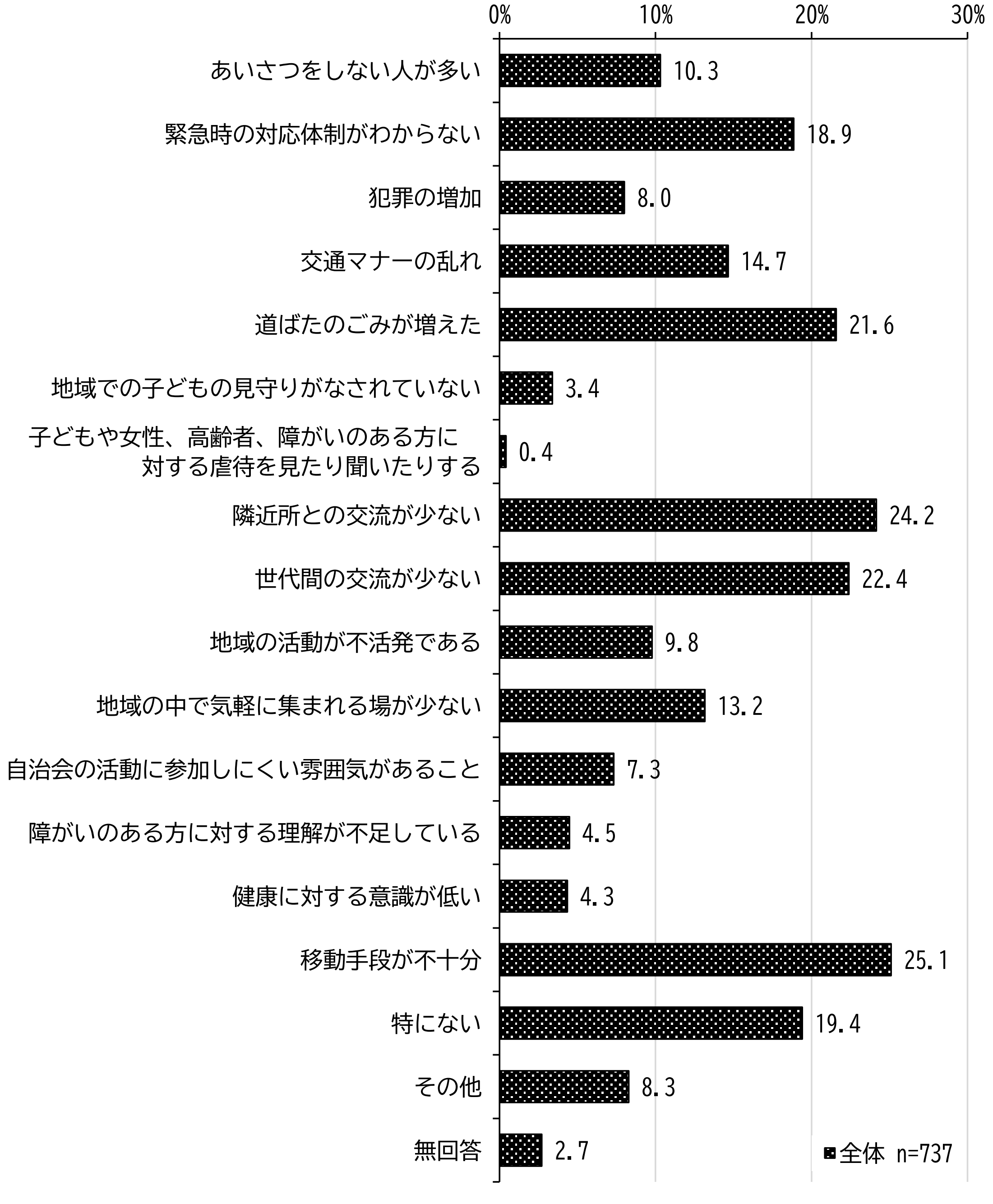

⑩地震などの災害時の困りごと

地震などの災害時に困ることについては、「物資の入手方法などがわからない」が48.8%で最も高く、次いで「災害の情報がわからない」が40.3%、「避難場所がわからない」が21.7%となっています。

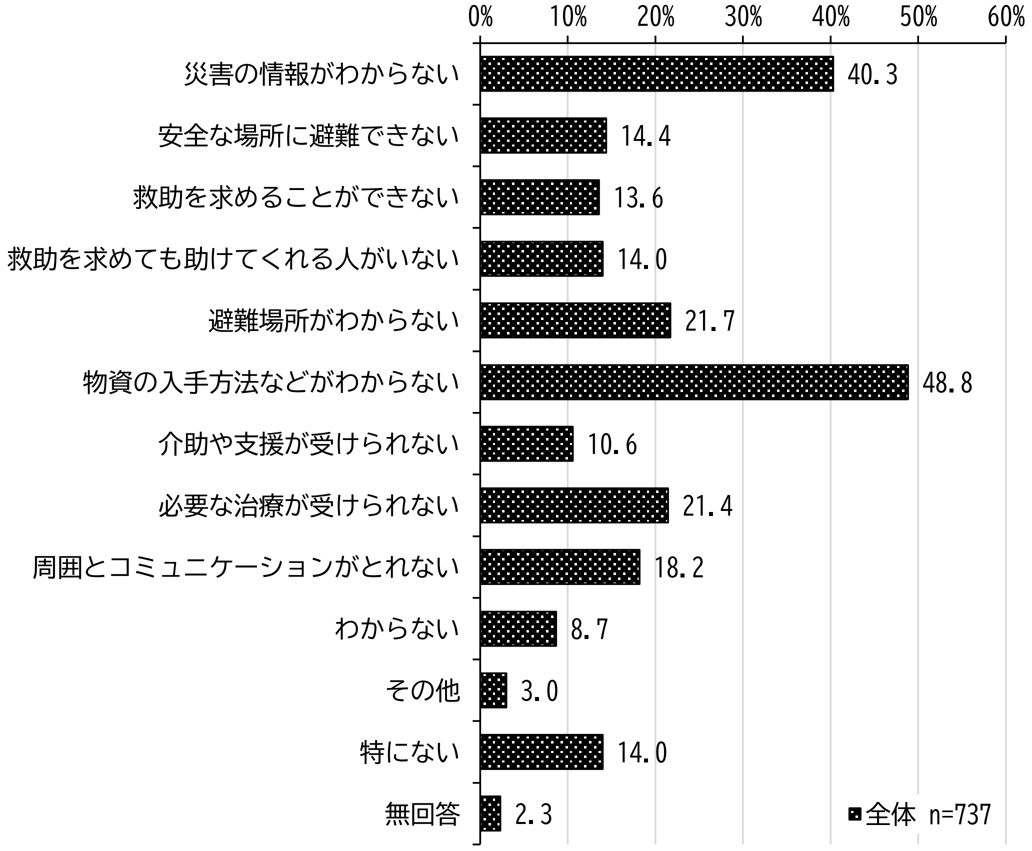

⑪ボランティア活動やＮＰＯ活動への参加状況

ボランティア活動やＮＰＯ活動への参加状況については、「参加したことがある」が20.9%、「参加したことがない」が74.2%となっています。

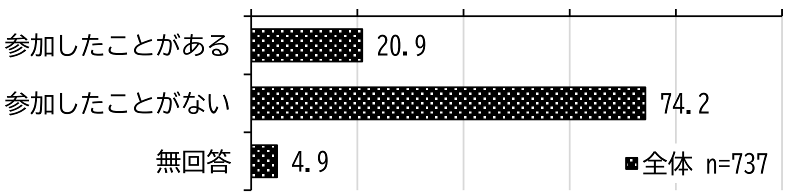

⑫ボランティア活動やＮＰＯ活動へ参加していない理由

ボランティア活動やＮＰＯ活動に参加していない理由については、「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が37.5％で最も高く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」が28.3％、「一緒に参加する知り合いがいない」が15.5％となっています。

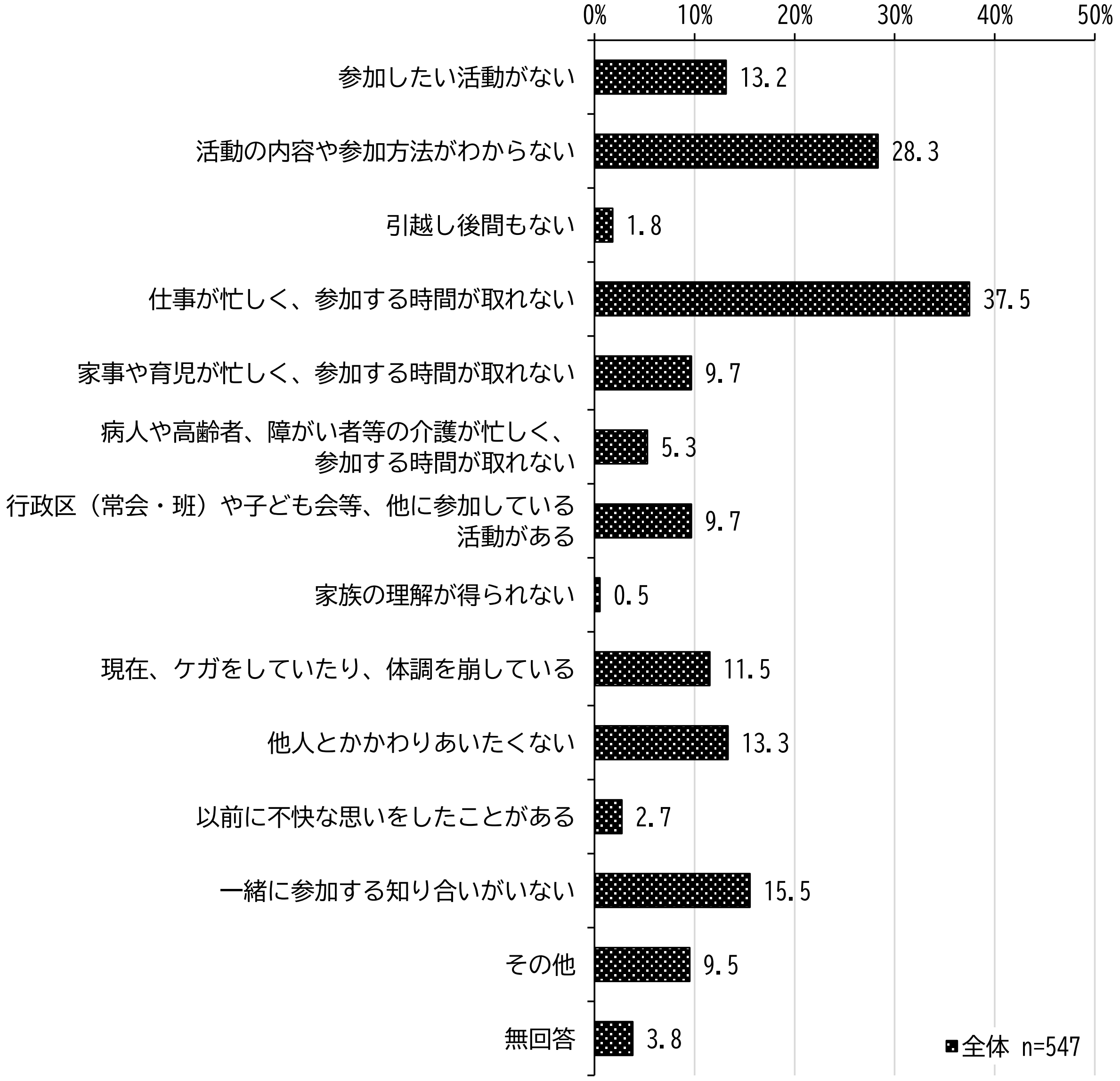

⑬地域の周辺環境

地域の周辺環境について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値“そう思う”をみると、『⑪これからも小美玉市に住み続けたい』が77.3%で最も高く、次いで『⑩総合的にみて、あなたにとって小美玉市は住みよい』が72.4%、『⑨現在、住んでいる地域に愛着を持っている』が70.0%となっています。

一方で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計値“思わない”をみると、『⑧ボランティア活動やＮＰＯ活動（民間非営利活動）が活発である』が76.2%で最も高く、次いで『⑦隣近所等、身近な地域での助け合いや交流活動が活発である』が70.3%、『①公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化が進んでいる』が65.6%となっています。

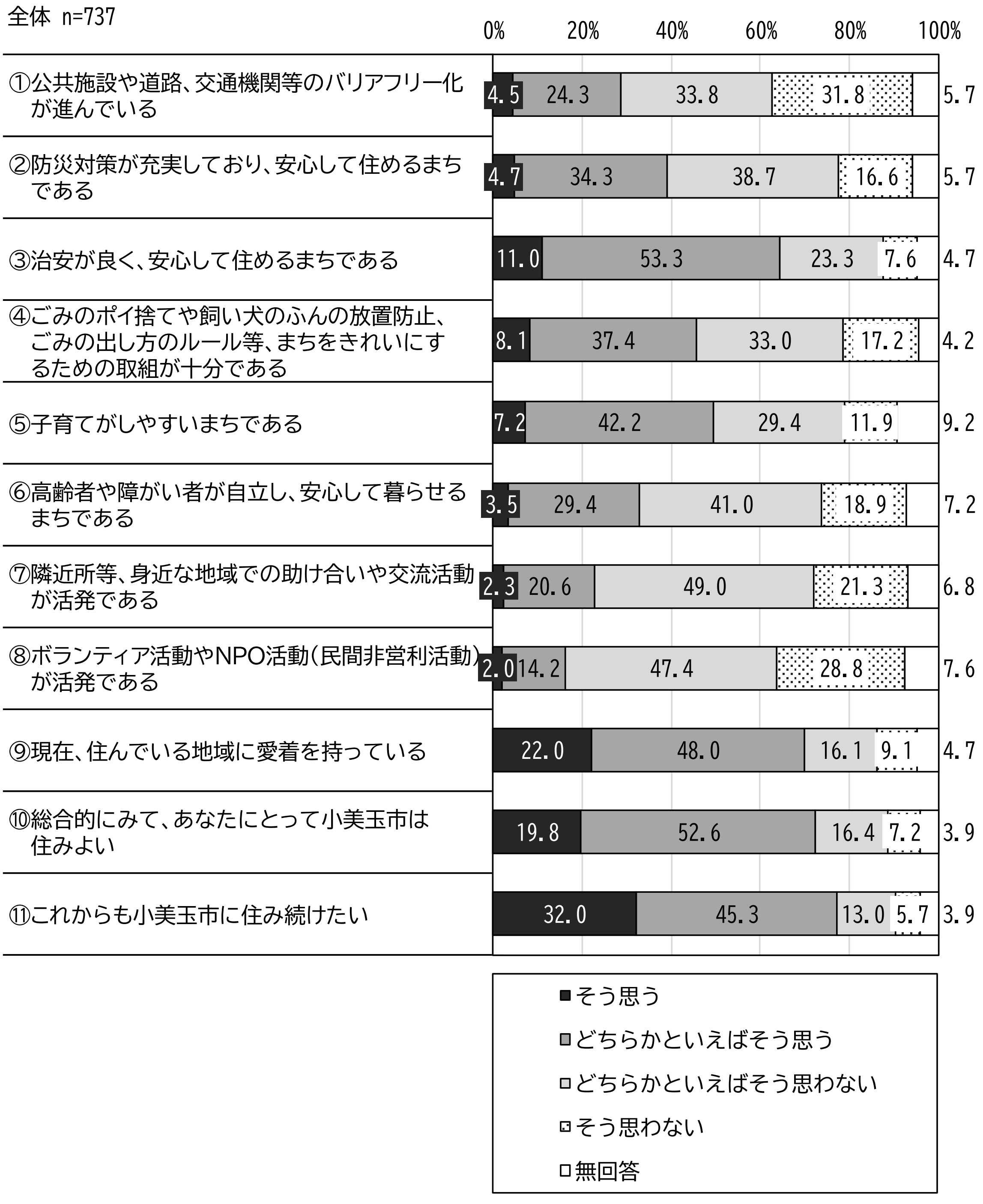

⑭福祉用語の認知度

　福祉用語の認知度について、「聞いたことがあり、内容も知っている」をみると、『②子ども食堂』が48.8%で最も高く、次いで『③ヤングケアラー』が38.1%、『①フードバンク』が28.6%となっています。

　一方で、「知らない」をみると、『④8050問題』が56.7%で最も高く、次いで『⑤認知症サポーター』が48.6%、『⑥地域包括支援センター』が38.9%となっています。

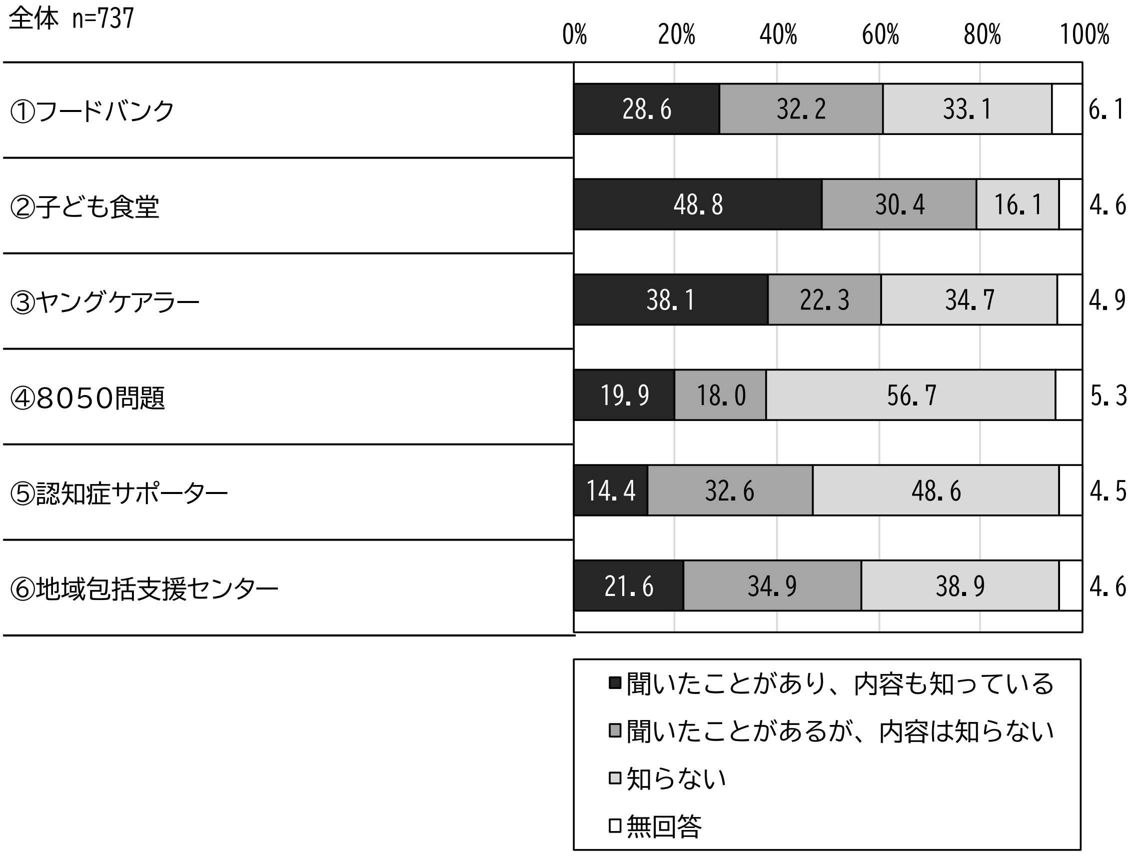

⑮民生委員・児童委員の認知度

　地域の民生委員・児童委員の認知度については、「知っている」が31.1%、「知らない」が64.5%となっています。

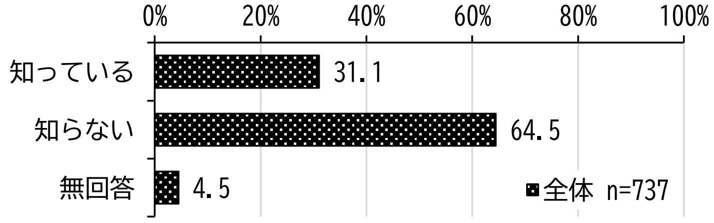

⑯住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思う取組

住み慣れた地域で安心して生活していくために必要だと思う取組については、「交通の利便性の確保をすすめる」が47.1%で最も高く、次いで「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が44.5%、「気軽に相談できる場を充実させる」が40.8%となっています。

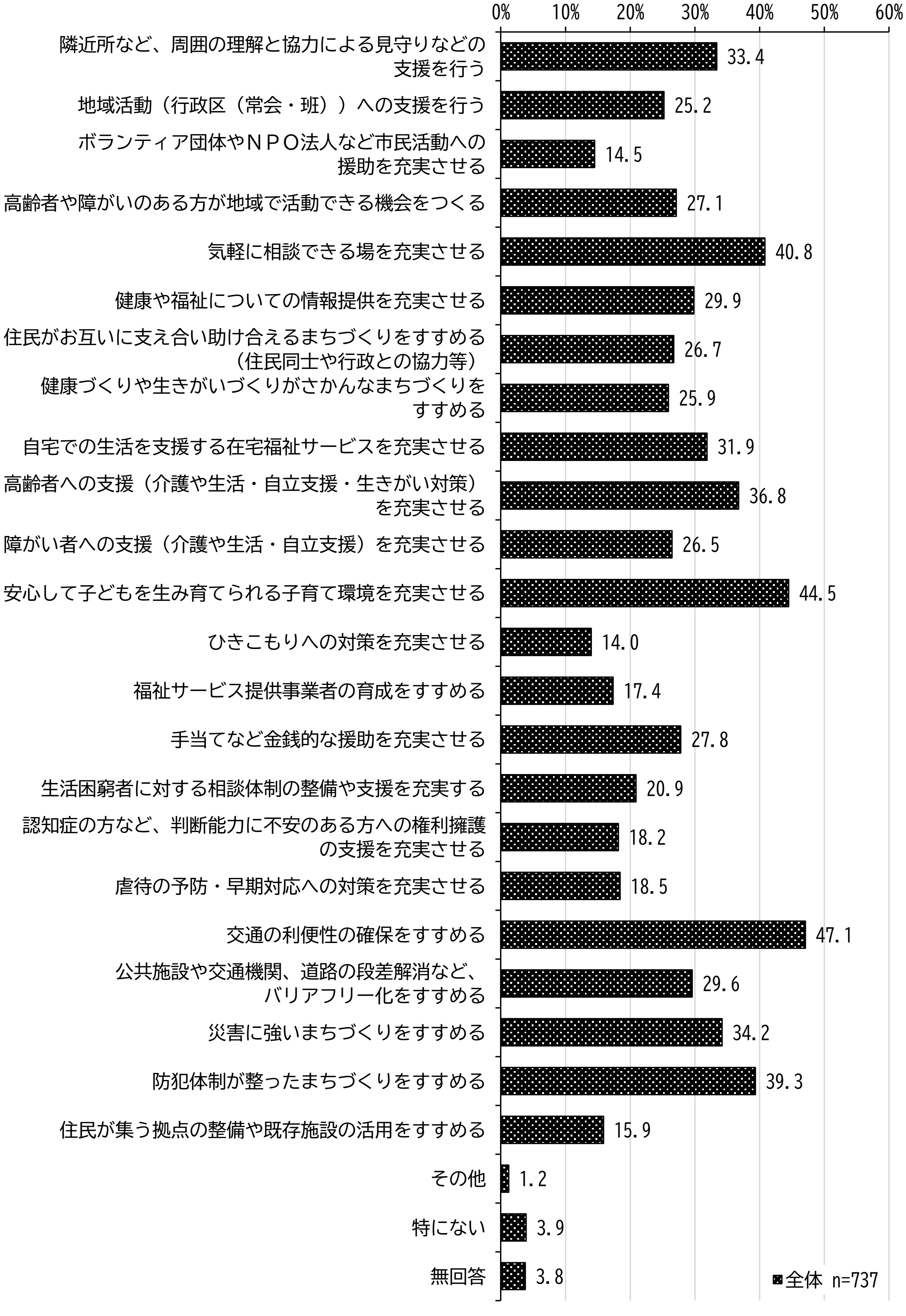

３　地域の現状

（１）行政区

行政区は一定の地域内に住む人々が地域住民のふれあいの場をつくり、あるいはお互いに助け合い協力をすることで、快適で住みよいまちをつくるための最も身近な自治組織です。

行政区の数は、小川地区51、美野里地区50、玉里地区19となっています。

■行政区の状況

小川地区				美野里地区				玉里地区	
1	本田町	27	世楽	52	堅倉	78	寺崎	102	岡
2	仲田宿	28	佐才	53	大曲	79	竹原	103	大井戸平山
3	大町	29	上吉影	54	仲丸	80	竹原下郷	104	川中子
4	川岸	30	前原	55	西明地	81	中野谷	105	上高崎
5	横町	31	飯前	56	小岩戸	82	上馬場	106	下高崎
6	橋向	32	上合	57	上小岩戸	83	竹原中郷	107	玉里中台
7	坂上	33	前野	58	西郷地	84	小曽納	108	松山
8	坂下	34	宿	59	柴高	85	花野井	109	第二東宝
9	二本松	35	下吉影荒地	60	上鶴田	86	中台	110	大宮
10	下馬場	36	下吉影本田	61	下鶴田	87	希望ヶ丘	111	田木谷駅前
11	小塙	37	貝谷	62	長砂	88	大谷	112	田木谷
12	立延	38	下吉影南原	63	三箇	89	金谷久保	113	新田木谷
13	中根	39	下吉影古新田	64	先後	90	十二所	114	栗又四ケ
14	下田(一)	40	百里自営	65	橋場美	91	高場	115	みどり野
15	下田(二)	41	百里開拓	66	清風台	92	羽鳥	116	第三東宝
16	宮田	42	羽木上	67	張星	93	脇山	117	玉里団地
17	幡谷	43	与沢	68	部室	94	花館	118	野村田池
18	川戸	44	外之内	69	納場	95	駅前	119	新高浜第一
19	稲荷坪	45	倉数川前	70	江戸	96	東平	120	新高浜第二
20	野田本田	46	倉数川向	71	江戸住宅	97	旭		
21	新林	47	与沢百里	72	羽刈	98	羽刈前		
22	野田古新田	48	清水頭	73	五万堀	99	羽鳥市営住宅		
23	隠谷	49	山野	74	北浦	100	中峰		
24	鷺沼	50	田中台	75	高田	101	羽鳥東		
25	伏沼	51	小川ニュータウン	76	手堤				
26	山川			77	大笹				
51				50				19	

（２）民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」です。地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関や福祉サービスの情報等を提供したり、そのような機関等につなぐなどにより、住民自らが課題を解決するための支援を行います。主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、児童関係機関との連絡・調整、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。現在市では、民生委員・児童委員89人が活動しています。

（３）老人クラブ

老人クラブは、市内の60歳以上の方の自主的な団体で、教養の向上、健康増進などを中心に活動しています。令和７年現在老人クラブ数は44、会員数は2,967人となっており、５年前（令和２年老人クラブ数は58、会員数は3,902人）と比べて、クラブ数で14、会員数で935人の減少となっています。

（４）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や行政・専門家の参加のもと、ともに協働して、地域のまちづくりに関する福祉事業の連絡調整・調査・企画・事業の実施を担う社会福祉法に基づく公共的な性格を持った非営利の民間団体です。

社会福祉協議会では、地域の人々が抱えている様々な福祉課題を地域全体の問題として捉え、皆で支え合い、学びあいながら、誰もがありのままに、その人らしく住み慣れた地域で暮らせることを目指して、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、地域福祉活動、ボランティア活動、児童・生徒健全育成事業等各種の福祉活動を展開しています。令和７年現在の社会福祉協議会の会員数は7,647人となっており、５年前（令和２年会員数は8,993人）と比べて、1,346人の減少となっています。

（５）ボランティア団体・ＮＰＯ法人

小美玉市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに登録しているボランティア団体は41団体あり、様々な分野で活動を行っています。

また、ボランティアセンター登録者数については、令和７年現在1,325人となっており、５年前（令和２年登録者数は843人）と比べて、482人の増加となっています。

一方、「ＮＰＯ」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。このうち「ＮＰＯ法人」とは、特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。現在市には、保健・医療・福祉、まちづくり、環境などの分野で活動する10の団体があります。

■市内ＮＰＯ法人一覧

ＮＰＯ法人	活動内容
玉里しみじみの村	小美玉市及び都市部在住者に対して、住民主体の魅力的なまちづくりの推進に関する事業を行い、農村と都心の交流、及び市民間交流の促進に寄与することを目的とする。
障害者雇用促進協会	自立を目的として居住及び就業の場を必要としている障がい者の人々に対して、就労支援及びグループホーム等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
春きゃべつ	障がい者の自立助長の考えに基づき、障がい者の社会参加への意欲を高め、職業訓練などによる自立を促す活動を行う。また、社会の一員として地域に参加できるように働く場の確保と自活の支援を行い、障がい者の人権が保護される町づくりを推進することを目的とする。
CREATIVO 小美玉	世代を超えた人々のために、市民・企業・行政等と手をつなぎながら、スポーツ等の文化活動の事業を通じ青少年の健全育成、スポーツ指導者の養成等の活動を行うとともに、新たな居場所づくりの場を提供し、スポーツ等を楽しむことのできる環境整備の充実を目指す地域密着型の総合スポーツ事業を行い、スポーツ振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。
小美玉スポーツクラブ	すべての人に対して、スポーツ全般の普及・発展を図り、スポーツ種目の枠を越えた交流を行い、豊かなスポーツ文化の醸成に寄与するとともに、スポーツ環境を整備し、活気ある町づくりを目指し、総合型地域スポーツクラブとして、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
和 sports action	すべての人に対して、スポーツ教室や大会などでスポーツ全般の普及・発展を図り、施設管理で芝生管理作業などスポーツ環境を整備し、活気ある町づくりを目指し、スポーツを中心とした地域のネットワークの活性化と青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

ＮＰＯ法人	活動内容
全日本美術家作品保管協会	美術家の作品及び関係資料の散逸、埋没、滅失を防ぎ、恒久的修復・保存する世界初の事業を基礎に、地域へのインバウンド効果をもたらすとともに、美術作品の修復等の新規事業も起こし、また全国はもとより海外でも公開・展開する事業を視野に、一般市民や芸術・美術を目指す人々に対して、作品を１点でも多く、広く、飾って貰い、見て貰い、失われることが危惧される芸術・美術の日本文化への貢献を図り、当該作家の功績を称えることを目的とする。
ライブ	薬物・アルコール依存症並びにそれらによる後遺症者等に対して、依存症からの回復、自立生活の実現、社会復帰、社会参加の促進に関する支援及び依存症者に対する社会的地位の向上と一般市民の理解の推進に関する事業等を行い、地域社会の精神保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。
そらのした	幼少年代から高齢者までの地域住民に対して、スポーツや文化活動を楽しむ環境をつくり、子どもの健全育成、地域コミュニティの促進に寄与することを目的とする。
わわわネット	地域の人とのつながりや助け合いを基盤に一般市民・企業・行政と連携したネットワークを市民の力を集結して構築し、未来を担う子ども・子育て世代・高齢者の問題を解決するために交流の場づくり、相談・支援事業を行うことを通して、福祉・社会教育・まちづくり・文化やスポーツの振興・環境保全・人権擁護・子どもの健全育成を図る活動に寄与するとともに、誰もが自分らしく幸せに生きることのできる地域社会づくり、さらに、地球規模の課題解決目標であるＳＤＧｓの推進に努めることを目的とする。

（６）学区コミュニティ活動

学区コミュニティとは、市内各学区のコミュニティで構成された地域共同体のことです。また、住民が日常生活の中で交流し連携を深め、共に力を合わせて知恵を出し合い、地域生活を豊かで充実したものにしていくことが学区コミュニティ活動です。本市では学区コミュニティとして12組織が活動しています。

■学区コミュニティ一覧

・納場地区コミュニティ
・竹原地区コミュニティ
・こころふれあう羽鳥の会
・住みよい堅倉地区をつくる会
・さわやかな野田をつくる会
・玉小学区コミュニティ
・元気な玉里北区をつくる会
・玉川地区コミュニティ
・上吉影小学校区コミュニティ
・たちばなコミュニティ
・おがわ地区コミュニティ
・あかるい下吉影をつくる会

４　地域福祉を取り巻く課題

課題１　孤独・孤立を防ぎ、多世代で支え合う地域づくり

地域活動への参加率は減少傾向にあり、特に若い世代の参加率が低い傾向にあります。一方で、条件が整えば参加したいという意向も一定程度示されており、地域におけるつながりの再構築が求められています。また、核家族の増加やコロナ禍における交流機会の減少などにより、地域での孤独や孤立の問題は高齢者のみならず、子育て世代や若者にも広がりをみせています。

今後は、地域住民が世代を超えて交流・協力できる仕組みを整備するとともに、誰もが安心して参加できる活動やきっかけを提供し、多世代で支え合う地域づくりを推進していくことが課題です。

課題２　複合化・複雑化する生活課題に対応する包括的支援体制

高齢者の介護や障がい者の生活支援に加え、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー、虐待、生活困窮など、複合化・複雑化する生活課題が顕在化しています。さらに、ＤＶ被害者や外国籍市民など、特別な配慮を必要とする人々も増加しており、従来の制度や分野ごとの支援だけでは十分に対応できない状況が生じています。

地域包括支援センターやこども家庭センターなど、分野ごとの相談支援機関が整備されていますが、今後はこれらのつながりを強化し、切れ目のない包括的な支援体制を構築することが不可欠です。重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、分野横断的な連携、伴走型支援、アウトリーチ支援を強化していくことが課題となります。

課題３　安全・安心を支える防災・防犯体制の整備、移動支援の充実

自然災害は激甚化・頻発化しており、災害時には行政や関係機関、地域住民などの支援が十分に行き届かない場合も想定されます。特に、避難行動要支援者や高齢者への対応は地域レベルでの支え合いが不可欠です。また、特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪など、住民を狙った被害は後を絶たず、地域ぐるみで防犯意識を高めることが重要です。今後は、住民主体の防災・防犯活動を推進するとともに、行政や関係機関と連携し、安全・安心の体制を強化していくことが求められます。

高齢者の移動支援もまた、日常生活の安心を確保する上で欠かせない課題です。運転免許証の自主返納が進む中、移動手段をどう確保するかは高齢者の生活の質に直結します。公共交通は地域の実情に応じた多様な支援の在り方を検討し、今後は、地域特性に即した移動支援の充実を図ることが求められています。

課題４　地域福祉を担う人材と担い手の育成

行政区や民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域福祉を担う人材は高齢化が進み、担い手不足が深刻化しています。今後、地域福祉の持続可能性を確保するためには、後継者の育成とともに、多様な主体が参画できる仕組みづくりが不可欠です。企業やＮＰＯ、学生、社会参加を希望する高齢者など、多様な人材の力を活かして地域福祉の担い手を広げていくことが求められます。

また、福祉の現場における人材確保も重要な課題です。介護職員の不足や子育て支援に携わる人材の確保は、地域住民へのサービスの質や生活の安定に直結します。地域福祉を支える基盤として、人材の確保と育成に取り組むことが求められています。

課題５　誰もが再出発できる地域づくり

犯罪歴や非行経験のある人々は、社会復帰の過程で孤立や偏見に直面しやすく、生活基盤の再建が難しい状況にあります。就労や住居の確保が困難であることに加え、人間関係や地域とのつながりを築く機会が乏しく、再び孤立や困難に陥るリスクを抱えています。

国では、「再犯防止推進計画」が策定され、地域社会での支援体制の強化が進められており、地域全体で再出発を支える仕組みを構築していくことが重要です。具体的には、就労や住居の確保に向けた支援、生活相談や居場所づくり、関係機関との連携による伴走型の支援が求められます。また、地域住民の理解を深め、偏見や差別をなくす取組を推進し、誰もが安心して生活を再建できる地域社会を実現していくことが課題です。

課題６　多様な媒体を活用した情報提供の充実

情報化社会の進展により、行政や関係機関、民間企業などからは多様な情報が発信されています。一方で、必要な情報にたどり着けない状況が生じています。支援を必要とする人ほど、情報が届かない、情報が多すぎて適切な内容にたどり着けないといった課題を抱えやすく、困難を深める傾向があります。また、インターネットやＳＮＳを利用できない高齢者や障がい者、外国籍市民などにとっては、情報格差が生活の不便や孤立につながる恐れもあります。

こうした課題に対応するため、多様な媒体を活用し、誰もが必要な情報に円滑にアクセスできる体制を整えることが重要です。わかりやすい表現や丁寧な周知を行うとともに、デジタル機器の活用を支援する取組も必要です。また、情報の発信者側も、信頼性が高く整理された情報をわかりやすく届ける体制を構築していくことが求められます。

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

基本理念

ぬくもりあふれるまちづくり

　これまで「ぬくもりあふれるまちづくり」の基本理念のもと、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。その結果、高齢者や子育て世帯を取り巻く居場所の充実が図られてきているほか、地域包括ケアシステムの考え方の推進により包括的な支援を進めているところです。

　一方で社会情勢や家族構成の変化、地域コミュニティの希薄化の進行などにより、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラーなどといった孤独・孤立の問題、制度の狭間など、複雑化・複合化した課題が潜在化しており、支援を必要とする人を地域全体で支える仕組みの重要性がより高まっています。

　第４次計画では、これまでの取組の強化・拡大を図りながら、本市の地域福祉をめぐる課題に包括的に対応し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、これまでの基本理念を踏襲し、「ぬくもりあふれるまちづくり」とします。そして、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指します。

２　基本目標

基本理念の実現に向けて、次の３つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進します。

基本目標１　地域で共に支えあうあたたかな心づくり

人口減少や少子高齢化、世帯の多様化が進む中で、孤独や孤立を防ぎ、地域住民による支え合いと世代を超えた交流を促進し、地域力の向上を図ります。また、地域住民が参加しやすい仕組みや居場所づくりの充実を図るとともに、多様な人材の確保と育成を促進し、あたたかな地域共生社会を実現します。

基本施策	１．支えあう心の育成 ２．地域でのふれあい、交流の場づくり ３．地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

基本目標２　みんなに届く包括的な支援体制づくり

介護や子育て、障がい、貧困、ひきこもりなど複合化・複雑化する生活課題に対応するため、保健・医療・福祉の分野を超えた支援体制を強化します。重層的支援体制整備事業を踏まえ、伴走型支援やアウトリーチ支援を推進するとともに、自立した生活に向けた支援を展開し、誰もが安心して暮らせる社会を実現します。

基本施策	１．重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画） ２．情報提供体制の充実・包括的な相談支援 ３．福祉サービスの充実 ４．自立支援体制の充実 ５．権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画） ６．再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

基本目標３　安全・安心に暮らせるまちづくり

自然災害や犯罪から暮らしを守るため、住民主体の防災・防犯活動の充実を図るとともに、行政や関係機関との連携を強化します。また、移動支援や地域特性に応じた公共交通の整備を促進し、日常生活の安心を確保します。さらに、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、誰もが安全・安心に暮らせるまちを実現します。

基本施策	１．生活環境整備の充実 ２．防犯・防災体制の充実 ３．地域福祉のネットワークづくり

3　施策の体系

	基本目標／基本施策／施策の方向	
基本理念　ぬくもりあふれるまちづくり	**基本目標１　地域で共に支えあうあたたかな心づくり**	
	１．支えあう心の育成	（１）学校や地域における福祉教育の充実 （２）地域福祉の広報・啓発活動の充実
	２．地域でのふれあい、交流の場づくり	（１）世代間交流の推進 （２）地域での交流活動の推進 （３）隣近所の交流への支援
	３．地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化	（１）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 （２）ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり （３）地域活動やボランティア活動への支援 （４）福祉・介護人材、専門職の確保への支援
	基本目標２　みんなに届く包括的な支援体制づくり	
	１．重層的支援体制の整備 （重層的支援体制整備事業実施計画）	（１）包括的相談支援 （２）参加支援 （３）地域づくりに向けた支援 （４）アウトリーチ等を通じた継続的支援 （５）多機関協働の支援ネットワーク構築
	２．情報提供体制の充実・包括的な相談支援	（１）情報提供の充実 （２）民生委員・児童委員等との連携
	３．福祉サービスの充実	（１）地域包括ケアシステムの充実 （２）各種福祉サービスの充実 （３）相談・苦情対応体制の充実
	４．自立支援体制の充実	（１）社会的孤立への対策 （２）虐待、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化 （３）生活困窮者への支援 （４）外国人への支援
	５．権利擁護の推進 （成年後見制度利用促進基本計画）	（１）権利擁護の推進 （２）成年後見制度の周知・啓発 （３）成年後見制度の利用促進 （４）地域連携ネットワークづくり
	６．再犯防止の推進 （再犯防止推進計画）	（１）就労・住居の確保などを通じた自立支援 （２）民間協力者の確保・活動促進 （３）地域での包括的な支援体制の構築
	基本目標３　安全・安心に暮らせるまちづくり	
	１．生活環境整備の充実	（１）バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 （２）利用しやすい交通環境の整備 （３）環境美化のまちづくりの推進
	２．防犯・防災体制の充実	（１）災害時における地域防災体制づくり （２）要支援者の避難支援体制づくり （３）地域で取り組む防犯体制づくり
	３．地域福祉のネットワークづくり	（１）地域福祉推進体制の整備 （２）社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携 （３）見守り体制の充実

第４章　施策の展開

基本目標１　地域で共に支えあうあたたかな心づくり

基本施策１　支えあう心の育成

《現状・課題》

学校教育では、道徳教育や人権教室、農業体験・職場体験・ボランティア体験などの特別活動を実施し、地域と連携しながら福祉教育の充実を図ってきました。また、人権擁護委員による心の教育や、社会福祉協議会が中心となった各地区サロン活動などを通じて、隣近所とのつながりの大切さや地域福祉の必要性について市民への意識啓発を行っています。さらに、福祉団体が地域でのイベントや商業施設でのＰＲ活動を行うことで、市民が福祉に触れる機会を提供しています。

一方で、こうした取組は学校や一部地域に限られる傾向があり、幅広い世代に継続的に「支えあう心」を育む機会を広げていくことが課題です。加えて、情報発信については、紙媒体では配布範囲や更新頻度に限界があり、デジタル情報も高齢者やＩＣＴに不慣れな市民に十分届かないなどの課題があります。

今後は、多様なメディアを活用した効果的な広報・啓発を推進するとともに、誰もが理解しやすく参加しやすい福祉教育や啓発活動を展開し、市民一人ひとりが地域福祉の担い手として支えあう心を育んでいくことが求められます。

施策の方向（１）　学校や地域における福祉教育の充実

〇学校や地域と連携し、体験活動や福祉教育、人権教室を通じて、思いやりや支え合いの心を育みます。

〇募金活動やボランティア活動を推進し、支え合いの精神を醸成します。

〇地区サロンなどを通じて、隣近所のつながりや地域福祉推進の重要性について意識啓発を図ります。

施策の方向（２） 地域福祉の広報・啓発活動の充実

〇広報紙やホームページ、パンフレットなど複数の媒体を活用し、多様な手段を組み合わせて、誰もがわかりやすくアクセスできるよう福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
〇福祉団体がイベントや商業施設でのＰＲ活動を行い、市民が福祉に触れる機会を広げます。

行政の取組

施策	内容	担当課
福祉教育の充実	小・中・義務教育学校において福祉教育や人権教室を実施し、「地域でともに生きる力」と「心の教育の充実」を育成します。	教育指導課 社会福祉課
民生委員・児童委員事業	行政区などと協力し、地域における孤立防止を図ります。	社会福祉課
広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した広報・啓発活動の推進	「広報おみたま（音訳版を含む）」やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、障がい種別ごとに受けられる福祉サービスをわかりやすく周知します。	社会福祉課
市内イベント、市内商業施設	ＰＲ活動を通じて、団体を広く知ってもらうきっかけをつくります。	社会福祉課

市民・地域の取組

例えば・・・

・一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう
・障がい者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう
・日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう
・広報紙やホームページ、回覧板などに目を通すように心がけましょう
・インターネットやＳＮＳを通じた情報収集や共有にも努め、デジタル化の流れに応じた情報活用を進めましょう
・認知症や精神障がいへの理解を深め、地域で支え合えるように学び、行動しましょう
・一人暮らしや孤立しやすい人への声かけや見守りを心がけましょう

基本施策２　地域でのふれあい、交流の場づくり

《現状・課題》

学校が高齢者の絵葉書作成などに協力する取組や、まちづくり組織による活動を通じ、多世代が参加する交流の機会が生まれています。これらの活動は、地域の活性化や人と人とのつながりを促進し、市民のふれあいや支え合いを深める重要な役割を担っています。また、まちづくり組織支援事業による補助金交付は、地域団体の自主的な活動を支え、交流の場の充実につながっています。

今後は、世代を超えた交流や地域活動をさらに推進するとともに、隣近所のつながりを支える仕組みを強化し、誰もが地域で孤立せず安心して暮らせるような交流環境を整えることが求められます。

施策の方向（１）　世代間交流の推進

〇保育園・幼稚園・小・中・義務教育学校での行事等を通じて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、障がい者との交流の場を設け、住民同士の交流やふれあいを促進します。

〇子どもから高齢者まで多世代交流が図れる事業を継続します。

施策の方向（２）　地域での交流活動の推進

〇より多く交流機会の創出を図るため、新規まちづくり組織の設立や既存まちづくり組織への支援事業の実施を通じて、地域や福祉施設で行われる地域との交流を推進します。

施策の方向（３）　隣近所の交流への支援

〇近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じて、声かけを促進していきます。

〇様々な人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。

行政の取組

施策	内容	担当課
まちづくり組織支援事業	新規まちづくり組織の設立を支援するとともに、既存のまちづくり組織を支援します。	市民協働課

市民・地域の取組

例えば・・・

- 子ども会と老人クラブなどが合同で実施できる活動機会の創出や、地域行事や保育園、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会に参加しましょう
- 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに、若い世代に継承していきましょう
- 行政区や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう
- 地域の交流の場やサロン事業に積極的に参加しましょう
- 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう
- ＳＮＳや地域の掲示板などを活用して、交流イベントの情報を共有しましょう

基本施策３　地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化

《現状・課題》

老人クラブに対して、会員数減少への対応として補助対象年齢の引き下げや活動支援を行い、子ども会活動では子ども会や育成会、ジュニアリーダーによる行事支援を通じて、次世代の育成を進めています。また、行政区における担い手育成のための情報交換会の開催や学校での認知症サポーター養成講座の実施など、幅広い世代に福祉への理解と参加を広げる取組を展開しています。

一方で、地域活動やボランティア活動の担い手不足は依然として大きな課題です。老人クラブや子ども会では会員の減少や行事への参加が困難な方が増えており、生活スタイルの多様化や人材確保の難しさが背景にあります。また、ボランティア団体と活動希望者を結びつける仕組みや介護人材、専門職の安定的な確保についても十分とはいえません。

今後は、世代や分野を超えて参加しやすい活動環境を整えるとともに、ボランティアや地域団体と担い手をつなぐ仕組みを強化することが必要です。加えて、福祉・介護分野における専門職の確保・定着を支援し、地域を支える人材を持続的に育成・確保していくことが求められます。

施策の方向（１）　地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

〇地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成を図ります。

〇地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等を開催します。

〇様々な経験をもった地域人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

施策の方向（２）　ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり

〇社会福祉協議会のボランティアセンターやボランティアコーディネーターの活動を通じて、地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と活動を必要とする各種団体や関係機関を結び付けるコーディネートを行います。

〇地域住民同士の支え合いを基本とした地域の力を活性化させるため、地域住民の交流を促進します。

施策の方向（３） 地域活動やボランティア活動への支援

〇定年退職を機に、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。
〇老人クラブへの補助金事業や活動支援を継続するとともに、誰もが無理なく役員を担える環境づくりを推進します。
〇行政区・老人クラブ・子ども会など身近な地域活動組織の担い手育成を進めるとともに、子ども会活動を通じて将来の担い手となるジュニアリーダーを育成します。

施策の方向（４） 福祉・介護人材、専門職の確保への支援

〇福祉分野での就業を促進するため、市民等が福祉活動にふれる、体験型イベント等の機会を積極的に設けます。
〇児童・生徒への認知症サポーター養成講座や福祉体験を通じて福祉への理解を深めるとともに、市民向けパンフレット等により介護の魅力を啓発します。あわせて、地域や職域などで認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解促進を図ります。
〇ハローワークや茨城県福祉人材センター等の関係機関と連携し、福祉・介護人材、専門職の確保のための取組を実施します。

行政の取組

施策	内容	担当課
小美玉市老人クラブ助成事業費補助金交付事業	高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブの活動経費に対して補助金を交付します。	介護福祉課
ジュニアリーダーの育成	体験活動や研修会、子ども会活動支援、市の行事への参画を通じて、ジュニアリーダーを育成します。	生涯学習課
子ども会育成連合会への支援	子どもたちが遊びを通じて多様な体験ができるイベントを開催します。	生涯学習課
小美玉市区長会	小美玉市区長会の主催により、情報交換会を開催します。	市民協働課

施策	内容	担当課
認知症サポーターキャラバン	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。また、認知症の人の困りごとを把握し、外出支援や話し相手、地域活動の手伝いなどを行う具体的な支援を、地域住民の力で支えていく「チームオレンジ」の活動を広めていきます。	地域包括支援センター

市民・地域の取組

例えば・・・

・地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう
・地域の中で活動する団体と積極的に交流を図りましょう
・ボランティアセンターを活用しましょう
・行政区や老人クラブ、子ども会などの活動について関心を持ちましょう
・行政区の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話しあいの機会を持ちましょう
・若い世代や子育て世代も参加しやすい活動の工夫をしましょう
・地域活動やボランティア情報をＳＮＳやホームページで発信し、参加のきっかけを広げましょう
・障がいのある人や外国人など、多様な人材が活躍できる環境づくりに努めましょう

基本目標１の達成に向けた成果指標

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

指標	令和２年度実績	令和７年度実績	令和12年度目標
地域社会の住民同士の支え合い活動が必要だと「思う」と回答した割合	85.3%	77.1%	**90.0%**
地域活動の参加状況で「参加している」と回答した割合	60.5%	53.5%	**65.0%**
ボランティアやＮＰＯ活動（民間非営利活動）に「参加したことがある」と回答した割合	23.6%	20.9%	**25.0%**

行政の指標

指標	担当課	実績	目標
新規まちづくり組織の設立及び既存のまちづくり組織の支援	市民協働課	68件（令和６年度）	86件（令和12年度）
小美玉市区長会主催による情報交換会の開催	市民協働課	１回（令和６年度）	１回（令和12年度）
認知症サポーター養成講座の参加者数	地域包括支援センター	246人（令和６年度）	250人（令和12年度）
ふくしの出前講座の参加人数	社会福祉協議会	690人（令和６年度）	820人（令和12年度）
ふれあい･いきいきサロンの設置状況	社会福祉協議会	65か所（令和６年度）	77か所（令和12年度）
ボランティアの登録者数	社会福祉協議会	1,276人（令和６年度）	1,336人（令和12年度）

基本目標２　みんなに届く包括的な支援体制づくり

基本施策１　重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画）

《重層的支援体制整備事業の概要》

社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。本事業が創設された背景として、生活困窮やひきこもり、8050 問題、介護と育児を行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の高齢、障がいなど属性別の相談支援体制では、対応が困難な現状にあります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市においては、令和８年度までを移行準備期間とし、順次、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組を実施していきます。

■相談支援

本人や世帯の属性に関わらず受け止める包括的な相談支援

■参加支援

本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

■地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

《計画の位置づけ》

重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第 106 条の５の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。市全体の指針を示した最上位計画である「小美玉市総合計画」と福祉分野の上位計画である「小美玉市地域福祉計画」に基づきながら、子育て、高齢者、障がい者計画など福祉に関連する計画との整合性を図ります。

《現状と課題》

高齢者、障がい者、子育てなどの個別の相談支援体制は一定程度整備されてきましたが、複雑化・複合化したケースに対しては十分な対応が困難な状況にあります。地域には民生委員・児童委員や福祉団体、ボランティア団体などによる支援活動が存在するものの、分野を超えた連携は限定的であり、潜在的な支援ニーズが地域で埋もれてしまうことも少なくありません。

一方で、重層的支援体制整備事業の理念や仕組みが地域へ浸透していないことから、支援の必要性を感じながらも相談に至らない人や、地域社会から孤立している人が存在します。

こうした状況を踏まえ、地域住民の理解と参加を得ながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に進める体制の構築を進めていく必要があります。

《重層的支援体制整備事業の内容》

重層的支援体制整備事業は、以下の５つで構成され、これらを一体的に展開し、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築するものです。

事業名	事業内容
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第１号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第２号）	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の４第２項第３号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の４第２項第４号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の４第２項第５号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

出典：「重層的支援体制整備事業における各事業の概要」より（厚生労働省）

施策の方向（１）　包括的相談支援

〇属性や世代を問わず相談を受け止め、支援関係機関と連携を図りながら要支援者を支援します。包括的相談支援の実施体制は以下のとおりです。

事業	分野	実施機関	設置数	運営形態	担当課
地域包括支援センターの運営	高齢	地域包括支援センター	2	直営 委託	地域包括支援センター
障害者相談支援事業	障がい	障害者基幹相談支援センター	1	委託	社会福祉課
		障害者相談支援事業所	3	委託	社会福祉課
利用者支援事業	子ども	こども家庭センター	1	直営	こども家庭センター
自立相談支援事業	生活困窮	自立相談支援センター	1	直営 委託	社会福祉課

施策の方向（２）　参加支援

〇既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、地域における多様な参加の場や居場所、地域住民同士による見守り活動など、地域の社会資源との間の調整を行うことで要支援者の社会参加を支援します。

事業	分野	実施機関
参加支援事業	全般	社会福祉協議会

施策の方向（３）　地域づくりに向けた支援

〇高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、地域の状況等を踏まえ、世代や属性を超えて交流できる場や共助の基盤づくりを目指すなど地域における活動の活性化を図ります。

事業	分野	実施機関	設置数	運営形態	担当課
一般介護予防事業	高齢	介護福祉課	1	直営	介護福祉課
生活支援体制整備事業	高齢	第１層協議体	1	委託	地域包括支援センター
		第２層協議体	3	委託	地域包括支援センター
地域活動支援センター事業	障がい	市社会福祉協議会	5	委託	社会福祉課
地域子育て支援拠点事業	子ども	市内社会福祉法人及び学校法人	10	委託	こども課
地域づくり事業	生活困窮	市社会福祉協議会	1	委託	社会福祉課

施策の方向（４）　アウトリーチ等を通じた継続的支援

〇ひきこもり状態など、地域社会からの孤立が長期化している場合には、必要な支援が届いていない地域住民及びその世帯に対し、訪問などにより状況を把握した上で相談に応じます。また、福祉サービスの情報提供や助言を通じ、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者など、各分野の連携を通じて、包括的かつ継続的な支援を推進します。

施策の方向（５）　多機関協働の支援ネットワーク構築

〇従来の分野別の仕組みでは対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例に対して、相談窓口等において把握した情報について、実情に応じ、「小美玉市支援会議」及び「小美玉市重層的支援会議」を開催し、情報共有や支援の方向性の整理、支援プランの作成、支援関係機関の役割分担を行い継続して支援を行います。また、孤独・孤立対策地域協議会等の各種会議体が対応できるような仕組みづくりを推進します。

《重層的支援体制整備事業のロードマップ》

年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
事業名	地域づくりに向けた支援					
	包括的相談支援					
		アウトリーチ等を通じた継続的支援				
		多機関協働の支援ネットワーク構築				
			参加支援			
主な取組	（移行準備事業）		（重層的支援体制整備事業）			
	・庁内連携の推進 ・関係職員等の人材育成 ・支援会議の設置 ・重層的支援会議の設置 ・住民や支援機関等への制度周知		・「断らない相談支援」の実現 ・多機関協働や専門職の伴走支援 ・潜在的支援ニーズを抱えた人の早期把握と支援のアウトリーチ ・孤立しがちな人への社会とのつながりをつくるための支援 ・まちづくり協議会の活動支援による住民主体の地域活性化 ・関係機関との連携強化と市全体でチーム支援の実現 ・民間事業者とも協働した見守りによる広範なアウトリーチの実施 ・年齢や障がいに関わらず、誰もが居場所と役割を持ち、参加できる活動の仕組みを構築			

基本施策２　情報提供体制の充実・包括的な相談支援

《現状・課題》

広報紙や市ホームページを通じて情報提供を行うとともに、関連部署や民生委員・児童委員に説明し、地域住民への周知や支援体制の強化を図っています。また、地域ケアシステム推進事業に基づき実務者研修を実施し、サービス提供事業者や市職員の知識向上を進めるほか、民生委員・児童委員の活動紹介やＰＲを通じて地域における支援の担い手を広げています。さらに、高齢者、子育て、障がいなど多様な分野の相談について、地域資源の把握やネットワーク構築に努め、関係機関への橋渡しを行うことで包括的な支援を展開しています。

一方で、情報発信はデジタル格差が課題であり、障がい者への配慮も十分ではありません。さらに、関係機関の情報共有や役割分担が不十分で、協議が形骸化しやすい傾向があります。相談対応では、研修機会の不足や業務との両立の難しさ、相談内容の複雑化に伴うスキル・メンタルケア体制の不足が課題となっています。

今後は、紙媒体とデジタルを組み合わせた多様な情報提供を進め、誰もが利用しやすい発信方法を整えることが必要です。あわせて、地域の支援者との連携や情報共有を強化し、包括的な相談支援を推進することが求められます。

施策の方向（１）　情報提供の充実

〇広報紙やホームページ、パンフレットなど複数の媒体を活用し、多様な手段を組み合わせて、誰もがわかりやすくアクセスできるよう福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
〇関係機関や団体との情報共有を進め、利用者目線に立った効果的な情報提供を充実します。

施策の方向（２）　民生委員・児童委員等との連携

〇民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実など、活動を支援します。
〇広報紙等を活用し、地域の民生委員・児童委員の周知を行います。
〇各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。

行政の取組

施策	内容	担当課
広報紙やホームページ、パンフレット等を活用した広報・啓発活動の推進	「広報おみたま（音訳版を含む）」やホームページ、パンフレットなど多様な媒体を活用し、障がい種別ごとに受けられる福祉サービスをわかりやすく周知します。	社会福祉課
会議を活用した情報共有	支援協議会やケース会議等を通じて関係機関と情報を共有し、事例検討を行うことで、利用者に最も効果的な情報を提供します。	社会福祉課
民生委員・児童委員事業	独居高齢者の見守りや民生委員・児童委員の研鑽、周知活動を通じて、地域の支援体制の充実を図ります。	社会福祉課

市民・地域の取組

例えば・・・

・ひとりで悩まず相談してみましょう
・地域の民生委員・児童委員を知りましょう
・行政や地域から発行される情報誌に目を通しましょう
・市のホームページやＳＮＳなどデジタル媒体も活用し、最新情報を確認しましょう
・相談を受ける側も守秘義務を意識し、安心して相談できる環境づくりに協力しましょう
・地域の支援者や専門職と協力し、早期発見・早期支援につなげる意識を持ちましょう

基本施策３　福祉サービスの充実

《現状・課題》

地域ケアシステム推進事業に基づき、地域ケアコーディネーターを中心とした在宅ケアチームが援護を必要とする方への相談やサービス提供を行い、地域課題に応じた支援に努めています。また、実務者会議に多職種が参加することで、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを進めています。さらに、介護保険制度に基づくサービス事業者への情報提供や実地指導・集団指導、共生型サービスの推進、そして苦情や相談への対応を通じて、利用者の声を踏まえたサービスの質向上にも取り組んでいます。

一方で、保健・医療・福祉の制度や財源が縦割りで運用されていることから、情報共有や連携が十分でなく、主導機関が曖昧になりやすい課題があります。さらに、発達支援や障がい者支援に必要な専門職の不足、体系的で継続的な研修制度の不足、助言を受けても現場に浸透しにくい仕組みなどが課題とされています。また、共生型サービスの推進においても、制度間の違いや事務手続きの複雑さ、専門人材の確保、関係機関との情報共有が不足しているといった課題が見られます。

今後は、制度や分野を超えた包括的な連携体制を整備し、地域包括ケアの実効性を高めるとともに、専門職や相談員の育成・確保を進めていくことが必要です。あわせて、研修や助言が現場で生かされる仕組みを整備し、行政と関係機関との協働により、サービスの質向上につなげる体制を強化していくことが求められます。

施策の方向（１）　地域包括ケアシステムの充実

〇高齢者や障がい者、子育て家庭などが地域で安心して暮らせるよう、地域ケアコーディネーターを中心に福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、包括的な相談体制のもと必要な在宅サービスを提供できる体制を充実します。

〇誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、高齢者・障がい者・難病患者・子どもとその家族を対象に、茨城型地域包括ケアシステムの機能を活かし、重層的支援体制や「断らない相談」を基盤とした多職種・多機関連携による支援体制を推進します。

施策の方向（２）　各種福祉サービスの充実

〇多職種・多機関連携の強化、専門人材の育成、切れ目のない支援体制の整備、利用者参画の推進を通じて、障がい児・障がい者が安心して暮らせる支援体制を確立します。

〇県や関係機関と連携しながら体系的・継続的な研修や情報提供、実践と連動した学習、組織内でのスキル共有を通じて、人材育成を推進し、福祉サービス従事者の専門性を持続的に向上させます。

○実地指導や集団指導による情報提供・助言を継続し、事業所内研修の質の向上を支援するとともに、利用者にわかりやすいサービス提供、関係者間の連携・情報共有を強化し、共生型サービスを推進します。

施策の方向（３）　相談・苦情対応体制の充実

○福祉サービス事業者の苦情対応力向上や情報共有体制の強化を図ることで、サービス改善につなげ、利用者満足度の向上を推進します。

行政の取組

施策	内容	担当課
重層的支援体制整備事業	高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者など多様な分野の相談に対し、関係機関が連携して問題解決に取り組みます。	社会福祉課 地域包括支援センター 介護福祉課 こども家庭センター こども課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	障がいのある方が日常生活や社会生活を送るために必要なサービスを提供するとともに、精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、地域連携ネットワークを形成します。	社会福祉課
障がい福祉サービス事業者への指導・助言と運営支援	関係機関や事業所と連携し、障がい福祉サービス事業者に対して指導や助言を行い、適正な運営とサービスの質の向上を支援します。	社会福祉課
苦情対応力強化と相談支援連携によるサービス向上	事業者の苦情対応力向上や苦情情報の共有・活用、利用者目線の相談窓口整備、事業者と行政の連携強化に加え、相談支援事業所や各種相談員との連携を通じて、サービスの質と利用者満足度の向上を図ります。	社会福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域の関係者が参画する協議体を設置することで、地域の多様な資源を活かした生活支援サービスや介護予防活動の体制を整備し、高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進します。	地域包括支援センター 社会福祉協議会

市民・地域の取組

例えば・・・

・福祉サービスについての理解を深めましょう
・苦情解決のための窓口を積極的に活用しましょう
・サービス利用時の体験や意見を積極的に伝え、改善につなげましょう
・利用者や家族の声がサービス向上に生かされるよう、アンケートに協力しましょう
・子どもの登下校時、見守りをしましょう

基本施策４　自立支援体制の充実

《現状・課題》

ひきこもりや生活困窮など社会的孤立への対応として、相談支援や居場所づくりを進め、保健・医療機関と連携した自殺・うつ病対策にも取り組んでいます。成年後見制度や権利擁護事業では、普及啓発や申立て支援、費用助成などの制度利用を促進しています。さらに、要保護児童対策地域協議会やこども家庭支援員の配置により児童虐待防止を強化するとともに、生活困窮者への自立相談や学習支援事業の拡充、国際交流協会との協働による外国人市民への支援を進めています。

一方で、包括的な支援体制は十分とはいえず、関係機関の役割分担や情報共有が曖昧になりがちです。特に虐待・ＤＶ防止では、個人情報の制約や多機関連携の難しさから早期発見や継続支援につながりにくい課題があります。さらに、人材不足や相談員の専門性・メンタルケア体制の不十分さ、啓発不足による地域の理解の乏しさも指摘されています。生活困窮者支援では相談件数の増加に対応した体制整備が必要であり、外国人支援についても多言語対応や広報が十分でない状況があります。

今後は、ひきこもりや孤立、高齢者・子ども・障がい者・外国人など多様な背景を持つ人々を対象に、重層的で切れ目のない支援体制を強化することが必要です。個々のニーズを丁寧に把握し、関係機関が役割を明確に分担しながら連携できる仕組みを整えるとともに、相談員や専門職の育成・確保、研修の充実を図ります。また、地域全体で虐待やＤＶの防止に取り組む意識を高めるとともに、生活困窮世帯や外国人住民が孤立せずに安心して暮らせる地域社会を実現していくことが求められます。

施策の方向（１）　社会的孤立への対策

〇ひきこもりなど支援を必要とする対象者に対し、保健・医療・福祉が連携し、包括的な支援体制のもと自立支援に取り組みます。

〇市民一人ひとりのニーズに対応できるよう、包括的な相談支援体制を整備し、関係機関と連携して支援に取り組みます。

〇保健・医療・福祉と協働し、居場所づくりを推進します。

〇自殺やうつ病に関する市民の認識を高めるため、保健・医療機関や関係機関と連携し、相談事業や講座を開催して相談支援体制を強化します。

施策の方向（２）　虐待、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化

〇多機関連携の強化や専門人材の育成・配置、情報共有・通報体制の整備、相談窓口へのアクセス向上を通じて、虐待やＤＶの早期発見と迅速対応を可能にする見守り体制を充実します。

〇関係機関との連携を強化し、多機関連携の明確化や専門人材の育成、情報共有・通報体制の整備、相談環境の充実、対応手順の標準化を通じて、地域における虐待防止と早期対応を可能にする体制を構築します。

〇虐待防止に向け、相談窓口や専門人材の充実、相談の質の向上、啓発活動の強化、相談しやすい環境づくりを通じて、虐待・ＤＶの早期発見と予防を図る体制を構築します。

施策の方向（３） 生活困窮者への支援

〇生活困窮者に対し、関係各課と情報共有や連携を図り、早期かつ適切な支援を実施できる体制を継続して整えます。

〇社会福祉協議会等と連携し、生活困窮者の早期自立支援体制を維持・強化するとともに、貧困の連鎖防止に向けて生活困窮世帯の子どもの学習支援を継続します。

施策の方向（４） 外国人への支援

〇日常生活をしていく上で必要となる市政情報等の多言語での提供を充実します。

〇コミュニケーション支援のためのイベントの開催を図ります。

〇広報等を通じて地域住民への多文化共生を啓発します。

行政の取組

施策	内容	担当課
こころの健康相談・デイケア支援事業	こころの健康相談やデイケア、作業所等に関する情報提供と参加促進を行います。	健康増進課 社会福祉課
要保護児童対策地域協議会の実施	要保護児童や要支援児童及びその保護者に関する必要な情報を関係機関で共有するとともに、支援内容について協議を行い、適切な保護と支援を図ります。	こども家庭センター
障がい者虐待防止センター	障がい者の安全と権利を守るため、相談・通報の受付や初動対応を行うとともに、必要に応じて一時保護や緊急調整を実施し、地域包括支援センター等の関係機関と連携して虐待の予防と早期対応を図ります。	社会福祉課
児童虐待防止キャンペーン活動	オレンジリボン運動の趣旨を広く周知し、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を行います。	こども家庭センター

施策	内容	担当課
小美玉市国際交流協会	ホームページによる多言語での情報提供、国際交流協会との連携による交流イベントの開催、小美玉市国際交流協会広報部会による広報紙の発行を通じて、外国人住民への支援と多文化共生の推進を図ります。	市民協働課
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会

市民・地域の取組

例えば・・・

・日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう
・支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう
・虐待防止など、地域の見守り活動を強化しましょう
・ひきこもりや生活困窮、ＤＶ、自殺などの課題について正しい知識を持ち、必要に応じて相談につなげましょう
・外国人や障がいのある人など、多様な立場の人が孤立しないよう、日常的な声かけや交流を心がけましょう

基本施策５　権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

《計画の策定にあたって》

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見人などを選任して、法律的にその方の財産の保護や、暮らしの支援などを行う制度です。

選任された成年後見人などが、本人の利益を考えながら本人を代理して契約などの法律行為をしたり、必要な介護サービスなどの利用を進めたり、不動産や預貯金などの管理を行ったりすることで、生活や権利を守ります。

財産の管理や、日常生活などに支障がある方を社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、成年後見制度はそのための重要な手段です。しかしながら、必要な方が制度を十分に利用できていないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、国は平成 28 年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、これを受け、平成 29 年３月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和４年３月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。市町村においては、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるよう努めることとする方針が示されています。

本市においても、認知症高齢者や単身高齢者などの増加とともに、成年後見制度の必要性が高まるものと見込まれます。支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指し、新たに「小美玉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

《計画の位置づけ》

成年後見制度利用促進基本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第１項の規定により、本市における成年後見制度の利用促進に向けた取組の方向性を明らかにするものです。

なお、成年後見制度利用促進基本計画は、第４次小美玉市地域福祉計画と一体的に策定していることから、令和８年度から令和 12 年度までの５年間を計画期間とします。

《現状と課題》

認知症高齢者の増加に加え、知的障がいや精神障がいのある人、単身高齢者などの増加により、成年後見制度の利用ニーズは今後さらに高まることが見込まれています。

いばらき県央地域連携中枢都市圏に基づく成年後見支援事業と連携し、成年後見制度の相談を受けるとともに、広報・啓発活動を進めていますが、成年後見制度の内容を知らない人が多くいるのが実情です。また、制度の仕組みが複雑でわかりにくいことや、申立手続きの煩雑さ、費用負担が利用をためらわせる要因となっています。加えて、成年後見人を担う専門職や市民後見人の確保が難しく、担い手不足が制度利用の拡大を妨げています。

成年後見制度の円滑な利用には、市民へのわかりやすい情報提供や相談支援体制の充実に加え、担い手の育成と確保、地域全体での理解促進が求められています。

施策の方向（１）　権利擁護の推進

○すべての市民の権利が尊重され、自分らしく生きていけるよう、人権教育の浸透に努め、積極的に意識啓発を行います。また、地域全体で連携し、権利擁護の体制を整備します。

施策	内容	担当課
権利擁護支援に関する意識啓発	虐待やいじめなど、あらゆる権利侵害の未然防止・早期発見に向けて、研修や啓発活動を充実し、市民の人権意識の醸成を促進します。	社会福祉課 介護福祉課 地域包括支援センター
認知症見守りネットワーク事業の充実	地域において権利が侵害されるなどの恐れがある人が早期に必要な支援や相談機関につながるよう、関係機関・団体との連携を図ります。	介護福祉課 地域包括支援センター

施策の方向（２）　成年後見制度の周知・啓発

○市民の生活を守り、権利を擁護する重要な手段として、成年後見制度の周知・啓発を図り、支援を必要とする人を早い段階から制度利用につなげていきます。

施策	内容	担当課
成年後見制度の周知・情報発信	広報紙やホームページ、ＳＮＳなどを通して、成年後見制度に関する情報や相談窓口の周知・啓発を行い、正しい制度の理解と適切な制度の利用につなげます。	社会福祉課 介護福祉課

施策	内容	担当課
相談窓口の充実・周知	支援が必要な人の早期発見及び早期対応のため、相談窓口の充実及び周知を図り、成年後見制度を必要とする人やその家族などが、安心して相談できる体制づくりを行います。	社会福祉課 介護福祉課

施策の方向（３） 成年後見制度の利用促進

○市民後見人の養成など、制度の適切な運用に向けた人材確保を進めるとともに、身寄りのない人や経済的な不安のある人なども安心して制度を利用できるよう支援します。

施策	内容	担当課
日常生活自立支援事業との連携促進	日常生活自立支援事業の対象者が、成年後見制度が必要になった際、スムーズに移行できるよう、関係機関などとの連携を推進します。	社会福祉課 介護福祉課
成年後見人などへの報酬助成	経済的な課題があっても、安心して成年後見制度を利用できるよう、後見人や補助人・保佐人への報酬助成事業を行います。	社会福祉課 介護福祉課
市民後見人の養成	県や関係機関などと連携し、市民後見人としての業務を適正に行うための知識や技術の習得を支援し、市民後見人の育成を図ります。	社会福祉課 介護福祉課
市長申立の適切な実施	判断能力が不十分で、家族や親族からの支援が受けられない人に対して、市長による審判申立を適切に実施し、身寄りのない人や費用負担が困難な人の制度利用を支援します。	社会福祉課 介護福祉課

施策の方向（４） 地域連携ネットワークづくり

○必要な支援につなげられる仕組みづくりにあたって、中核となる地域連携ネットワークの設置に向けた検討を行い、医療・福祉・司法及び関係機関等が互いに連携した円滑な制度の運用を目指します。

施策	内容	担当課
中核機関の設置	地域連携ネットワークの中核となる機関を設置するとともに、協議会を通じ、制度を円滑に運用します。	社会福祉課 介護福祉課

施策	内容	担当課
地域連携ネットワークの構築	後見人などが一人で支えるのではなく、地域福祉・医療などの関係者や専門職団体、裁判所、行政などが一体的に連携・協力し、本人及び後見人などを支援できるよう、地域連携ネットワークづくりを推進します。	社会福祉課 介護福祉課

市民・地域の取組

例えば・・・

・成年後見制度に関する理解を深めましょう
・行政と連携しながら、成年後見制度に関する普及啓発に取り組みましょう
・家族や地域の中で制度が必要と思われる方を見かけたら、相談窓口につなげましょう
・成年後見制度に関する講座や説明会に参加し、正しい知識を深めましょう

基本施策６　再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

《計画の策定にあたって》

全国の刑法犯の認知件数は、平成 14 年をピークとして減少傾向にあり、それに伴い再犯者数も減少しつつありますが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は約５割と高く、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住まいの確保が難しい、薬物やアルコールなどの依存症を抱えている、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えているケースが多く存在します。

そのような状況の中で犯罪や非行から立ち直ろうとしても、経済的困窮や、地域社会からの孤立、適切な支援が受けられないなどの理由から、再犯に至る人も少なくありません。

そうした状況を受け、国では、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止などに係る自治体の責務が明示されるとともに、地域の実情に応じた施策を推進していくため、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

本市においても、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、市民が犯罪の被害に遭うことを防ぎ、誰もが安全で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、新たに「小美玉市再犯防止推進計画」を策定します。

《計画の位置づけ》

再犯防止推進計画は、「再犯防止推進法」第８条第１項の規定により、本市における再犯防止の推進に向けた取組の方向性を明らかにするものです。

なお、再犯防止推進計画は、第４次小美玉市地域福祉計画と一体的に策定していることから、令和８年度から令和 12 年度までの５年間を計画期間とします。

《現状と課題》

誰もが孤立することなく生活の安定を得て、再び社会の一員として地域で暮らせるよう、切れ目のない支援が求められています。そのためには、就労や住居の確保、依存症からの回復、身寄りのない高齢者への支援など、多様な課題に対応できる地域体制が必要です。

一方で、地域で立ち直りを支援する保護司や協力者の担い手不足や高齢化が進み、安心して活動できる環境は十分とはいえません。関係機関や地域住民の理解が十分に広がらず、偏見や無関心により、立ち直ろうとする人が孤立してしまうことがあります。

また、「社会を明るくする運動」などの広報・啓発活動を実施していますが、情報発信が一部の層に限られ、若年層や地域全体に広く関心を持ってもらう仕組みはまだ十分ではありません。再犯防止を地域全体の課題として捉え、市民の理解と協力を得ながら、多機関連携と地域全体で支援体制を整備していくことが課題です。

施策の方向（１）　就労・住居の確保などを通じた自立支援

○犯罪をした人等の雇用に関する理解と協力を促進するとともに、能力や適性に応じた就労支援体制の充実を図ります。また、安定した生活を送ることができるよう、適切な住居の確保を支援します。

行政の取組

施策	内容	担当課
関係機関・団体との連携による就労支援	ハローワークと連携し、年齢や特性に応じた適切な就業相談・職業紹介を行います。また、利用可能な既存の制度を活用し、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。	社会福祉課
住まいの確保支援	無料定額宿泊所等の情報提供を行い、関係機関との連携強化などにより、安定した生活を送るための適切な住居の確保に向けて支援します。	社会福祉課

施策の方向（２）　民間協力者の確保・活動促進

○民間協力者の人材発掘及び確保や活動支援を通じて、犯罪をした人等の社会的な孤立を防ぎ、立ち直りの促進を支援します。

行政の取組

施策	内容	担当課
更生保護に携わる人材の確保及び活動支援	保護司会と協力し関係機関などへ広報を行うなど、保護司適任者の安定的確保を図ります。また、更生保護女性会や更生保護サポートセンターの活動に関する周知など、更生保護に携わる関係者の活動を支援します。	社会福祉課

施策の方向（３） 地域での包括的な支援体制の構築

○児童生徒の非行を未然に防止するため、学校・家庭・地域が密接に連携を図るとともに、支援体制を充実します。また、広報・啓発活動の推進により、更生保護や再犯防止について、地域理解の促進を図り、地域全体で社会復帰を支援します。

行政の取組

施策	内容	担当課
「社会を明るくする運動」の推進	チラシ配布や街頭キャンペーンなど、「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止や更生保護に関する市民の理解を深めます。	社会福祉課
学校などと連携した非行防止・立ち直り支援	青少年への薬物乱用防止などに関する教育指導を行い、非行防止の意識醸成を図ります。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣し、学校などと連携して、一人ひとりの状況に応じた就学支援や非行の未然防止を図ります。	教育指導課

市民・地域の取組

例えば・・・

・犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への関心と理解を深めましょう

・再犯防止に向けた学習会や啓発活動に参加し、様々な生きづらさを抱えていることへの理解を深めましょう

基本目標２の達成に向けた成果指標

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

指標	令和２年度実績	令和７年度実績	令和 12 年度目標
居住地区の担当民生委員・児童委員を「知っている」と回答した割合	33.6%	31.1%	**35.0%**
小美玉市社会福祉協議会を「名称も、どのような活動をしているかについても大体知っている」と回答した割合	36.8%	33.5%	**40.0%**
地域や生活の情報の取得状況で「十分に得られている」「どちらかといえば得られている」と回答した割合	53.8%	53.0%	**55.0%**
小美玉市の地域福祉に関する市民と行政の協働（パートナーシップ）が「非常に進んでいる」「どちらかといえば進んでいる」と回答した割合	41.2%	35.0%	**45.0%**

行政の指標

指標	担当課	実績	目標
要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター	年１回（令和６年度）	年１回以上（令和 12 年度）
児童虐待防止に関する広報活動	こども家庭センター	年１回（令和６年度）	年１回以上（令和 12 年度）
市ホームページの多言語に対応した更新	市民協働課	０回（令和６年度）	１回（令和 12 年度）
国際交流協会によるイベントの開催	市民協働課	１回（令和６年度）	１回（令和 12 年度）
小美玉市国際交流協会広報部会による広報紙の発行	市民協働課	０回（令和６年度）	１回（令和 12 年度）
生活支援体制整備事業協議体の開催※第１層協議体	地域包括支援センター	12 回（令和６年度）	12 回（令和 12 年度）

指標	担当課	実績	目標
生活支援体制整備事業協議体の開催 ※第２層協議体	地域包括支援センター	36 回 （令和６年度）	36 回 （令和 12 年度）
生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数	社会福祉課	273 件 （令和６年度）	280 件 （令和 12 年度）

基本目標３　安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策１　生活環境整備の充実

《現状・課題》

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進、交通環境の整備、環境美化の取組を進めています。外出支援サービス事業に加え、新たに高齢者移送支援サービスを導入したことで、歩行が困難な方の移動手段が確保されつつあります。また、コミュニティバスを含む公共交通の活性化を図るため、小美玉市地域公共交通計画を策定し、将来的なタクシーを活用した交通システムの検討を進めています。

一方で、公共交通の利用促進や多様なニーズに応じた移動支援体制は十分とはいえず、高齢者や障がいのある方など移動に困難を抱える住民の利便性向上が課題となっています。また、行政区への加入人口が減少傾向にあり、地域活動や環境美化活動の担い手不足が懸念されています。

今後は、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づいた生活環境整備を一層進めるとともに、公共交通や移送サービスを含めた多様な移動手段を確保・充実させることが必要です。あわせて、地域住民や関係機関等と連携し、環境美化活動を継続的に推進することで、誰もが安全・安心に暮らせる生活環境を整えていくことが求められます。

施策の方向（１）　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

○公共施設等において、誰にでもわかりやすい案内表示や音声案内など、バリアフリーに取り組み、利用しやすい施設を整備します。
○歩道や道路などバリアフリーやユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを推進します。

施策の方向（２）　利用しやすい交通環境の整備

○「おみタク」の実証運行の検証を踏まえ、外出支援サービス事業の拡充を含めた具体的な検討を進め、高齢者の移動手段を確保・整備します。あわせて、運転免許証の自主返納促進に取り組みながら、高齢者等の移送ニーズを把握し、安心して利用できる交通環境の整備を図ります。
○コミュニティバスなどで移動しやすいまちづくりを進めます。

施策の方向（３）　環境美化のまちづくりの推進

〇地域を美しく保つための環境美化活動を推進します。
〇地域の清掃活動や美化活動の周知を図り、市民の参加促進を図ります。

行政の取組

施策	内容	担当課
公共交通ネットワークシステム運行事業	地域の移動手段を確保するため、コミュニティバス「おみたん号」を運行します。	都市整備課
環境美化推進事業	ポイ捨てごみの収集、除草作業、地区花壇へ花苗の配布などを行い、地域の環境美化を推進します。	環境課

市民・地域の取組

例えば・・・

・市民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう
・地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう
・外出や移動の際はお互いに協力しましょう
・隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう
・高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう
・デジタル技術（ＳＮＳ・地域アプリ等）を活用し、清掃活動や見守りの情報を共有しましょう

基本施策２　防犯・防災体制の充実

《現状・課題》

地域防災計画やハザードマップを整備し、災害時の避難所情報や災害危険区域に関する情報を市ホームページ等で周知しています。また、要支援者の避難支援を行うため地域ごとに要支援者台帳を作成・管理しています。防犯面では、地域住民による防犯パトロールや登下校時の見守り活動、事故危険箇所での立哨活動、市広報紙等を通じた啓発活動を展開しています。

一方で、避難所や防災情報は更新に応じて住民に迅速かつ正確に伝える必要があり、周知方法や情報伝達の手段に課題があります。災害時の要支援者への支援体制についても、台帳整備だけでは十分とはいえず、実際の避難行動につなげるための体制強化が求められます。また、防犯活動では、地域ボランティアに大きく依存しており、活動の担い手不足や継続性の確保が課題です。

今後は、地域防災計画やハザードマップを定期的に更新し、多様な手段を活用した住民への周知を徹底するとともに、災害時要支援者の避難支援体制を行政と地域が一体となって強化することが必要です。あわせて、自主防犯組織や地域ボランティアへの支援を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識を高めることで、安全・安心なまちづくりを推進していくことが求められます。

施策の方向（１）　災害時における地域防災体制づくり

〇大規模災害に備え、地域住民を主体とした防災体制の整備を推進します。

施策の方向（２）　要支援者の避難支援体制づくり

〇災害時に支援が必要な災害時要支援者の避難支援をスムーズに行うため、救援体制の整備に努めます。

〇避難行動要支援者登録制度（避難行動要支援者支援プランの作成等）の周知を図るとともに、支援者の拡大を継続的に行います。

施策の方向（３）　地域で取り組む防犯体制づくり

〇犯罪や交通事故を未然に防ぐため、地域の実態に応じた防犯・交通安全対策を推進します。地域住民による防犯パトロールや立哨活動などボランティアによる取組を支援するとともに、継続的な呼びかけを通じて安全・安心なまちづくりを進めます。

〇地域住民による登下校時の見守りや防犯パトロールなどの取組を支援し、引き続き自主防犯組織の強化と育成を進めます。地域住民との協力体制を確立し、安全で安心なまちづくりを推進します。

〇市広報紙などを通じて防犯啓発を行い、事故や犯罪に対する注意喚起を継続します。引き続き、市民の防犯意識の醸成を図るとともに、防犯ボランティアなど自主防犯組織への参加と協力を呼びかけ、安全な地域づくりを推進します。また、相談ホットライン（＃9110）の周知を図り、犯罪や悪質商法、ストーカー・ＤＶ、近隣トラブルなど緊急性はないが不安を抱える市民が安心して相談できる体制を整えるとともに、関係機関との連携を図り早期解決や被害防止につなげます。

行政の取組

施策	内容	担当課
防災・減災事業の充実	小美玉市国土強靭化地域計画、地域防災計画及びハザードマップに基づき、地域コミュニティ等が行う防災訓練への支援を行います。	防災管理課
要支援者台帳管理	地域ごとに要支援者の台帳を管理し、災害時は、状況に応じた避難支援を実施します。あわせて、避難行動要支援者登録制度の周知を図り、支援者の拡充を継続的に進めます。	社会福祉課
自主防犯活動の支援	防犯用具の提供や防犯パトロール車の無償貸与を行い、地域の自主防犯活動を支援します。	防災管理課

市民・地域の取組

例えば・・・

・食料品や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう
・家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう
・「自分達の地域は自分達で守る」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう
・各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう
・防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう
・ハザードマップや防災アプリを活用し、最新の防災情報を確認・共有しましょう

基本施策３　地域福祉のネットワークづくり

《現状・課題》

ＮＰＯ団体の設立や活動促進により、多様な主体が地域づくりに関わる仕組みが広がっています。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に「愛の定期便事業」や「配食サービス事業」を実施し、見守りや安否確認を通じた生活支援を行っています。加えて、民生委員・児童委員への情報提供を通じ、地域における情報共有や住民支援体制の強化を図っています。

一方で、地域活動や見守りの取組は、地域や団体の活動力に依存している側面があり、担い手不足や活動の継続性が課題となっています。また、高齢者の孤立リスクが増大する中、地域全体で支え合う体制を浸透させていく必要があります。

今後は、まちづくり組織やＮＰＯ団体、民生委員・児童委員など多様な主体が連携し、地域に根ざした支援体制を強化することが重要です。特に、見守り活動や配食サービスなどの生活支援を通じて孤立防止を図るとともに、地域資源を効果的に活用し、持続的に地域福祉を推進していく体制づくりが求められます。

施策の方向（１）　地域福祉推進体制の整備

○地域に根ざしたまちづくり組織や行政区（常会・班）、地区を越えて活動するボランティア団体やＮＰＯ法人、小美玉市社会福祉協議会・社会福祉法人・医療法人、さらには民生委員・児童委員・福祉員・地域包括支援センターなど多様な担い手がつながり、効率的かつ効果的に活動できるよう、情報交換の機会提供などを通じて支援します。

施策の方向（２）　社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携

○社会福祉協議会は、市全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を担っています。これまで以上に関係機関や団体などとの連携を図れる環境をつくり、地域福祉を推進していきます。

○改正社会福祉法に基づき、地域における公益的な取組を実施する責務がある社会福祉法人との連携を強化し、福祉サービスのさらなる充実を図ります。

施策の方向（３）　見守り体制の充実

○高齢者が安心して地域で生活を営めるよう、愛の定期便事業や配食サービス事業等、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

○個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。

○社会福祉協議会などを中心として、福祉員などによる見守りや声かけを進めます。

行政 の取組

施策	内容	担当課
まちづくり組織支援事業	新規まちづくり組織の設立を支援するとともに、既存のまちづくり組織を支援します。	市民協働課
社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進を図ります。	社会福祉課
愛の定期便事業、配食サービス事業等による安否確認	一人暮らし高齢者等に対し、乳製品の配達や配食サービスを通じて安否確認を行います。	介護福祉課
民生委員・児童委員への情報提供	民生委員・児童委員に情報を提供し、地域における情報共有を支援します。	社会福祉課

市民・地域 の取組

例えば・・・

・隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう
・近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう
・見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう
・デジタルツールを活用し、見守りや連絡の輪を広げましょう
・地域サロンや交流活動に積極的に参加し、顔の見える関係をつくりましょう

基本目標３の達成に向けた成果指標

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

	令和２年度実績	令和７年度実績		令和 12 年度目標
日頃から地域の防災訓練に参加していると回答した割合	8.0%	6.0%	→	**10.0%**

行政の指標

指標	担当課	実績	目標
コミュニティバスおみたん号の利用者数	都市整備課	156.8 人／日 （令和６年度）	171.0 人／日 （令和 12 年度）

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進体制

（１）計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。

その前提として、本計画に対する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報紙やホームページなど多様なＰＲ媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

（２）市民・事業者との協働による推進体制の整備

すべての市民が住み慣れた地域の中で、生きがいと安心を感じながら、共に支えあうことができる地域福祉の実現を目指すためにも、地域全体で包括的に地域活動を推進していく必要があります。よって、市民や地域団体が、それぞれの主体に応じた活発な活動ができるように、事業者、ＮＰＯなどと連携し、それぞれの特徴が生かされるよう調整を図りながら「協働」により計画を推進していきます。

（３）市・社会福祉協議会の連動による推進体制の整備

市と社会福祉協議会が連携・協働して、本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。また、地域福祉の推進には、福祉分野だけに限らず、保健・医療、教育など、様々な分野との連携が重要になります。そのため、計画の推進については、庁内の総合的かつ積極的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。

（４）進捗管理・評価

計画に基づく施策を推進するため、計画全体の推進の方向性を検討し、進捗状況の点検・評価を計画的に行い、事業の推進を図ります。

事業の推進にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を行う「ＰＤＣＡサイクル」を活用するとともに、十分な成果が得られるよう学識経験者や福祉関係者などに意見を求めるなどしながら、必要に応じて計画の見直しを行うなど、地域の実情を反映することに努めます。

２　目標値の設定

基本目標１の達成に向けた成果指標

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

指標	令和２年度実績	令和７年度実績	令和 12 年度目標
地域社会の住民同士の支え合い活動が必要だと「思う」と回答した割合	85.3%	77.1%	**90.0%**
地域活動の参加状況で「参加している」と回答した割合	60.5%	53.5%	**65.0%**
ボランティアやＮＰＯ活動（民間非営利活動）に「参加したことがある」と回答した割合	23.6%	20.9%	**25.0%**

行政の指標

指標	担当課	実績	目標
新規まちづくり組織の設立及び既存のまちづくり組織の支援	市民協働課	68 件 （令和６年度）	86 件 （令和 12 年度）
小美玉市区長会主催による情報交換会の開催	市民協働課	１回 （令和６年度）	１回 （令和 12 年度）
認知症サポーター養成講座の参加者数	地域包括支援センター	246 人 （令和６年度）	250 人 （令和 12 年度）
ふくしの出前講座の参加人数	社会福祉協議会	690 人 （令和６年度）	820 人 （令和 12 年度）
ふれあい･いきいきサロンの設置状況	社会福祉協議会	65 か所 （令和６年度）	77 か所 （令和 12 年度）
ボランティアの登録者数	社会福祉協議会	1,276 人 （令和６年度）	1,336 人 （令和 12 年度）

基本目標２の達成に向けた成果指標

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

指標	令和２年度実績	令和７年度実績	令和 12 年度目標
居住地区の担当民生委員・児童委員を「知っている」と回答した割合	33.6%	31.1%	**35.0%**
小美玉市社会福祉協議会を「名称も、どのような活動をしているかについても大体知っている」と回答した割合	36.8%	33.5%	**40.0%**
地域や生活の情報の取得状況で「十分に得られている」「どちらかといえば得られている」と回答した割合	53.8%	53.0%	**55.0%**
小美玉市の地域福祉に関する市民と行政の協働(パートナーシップ)が「非常に進んでいる」「どちらかといえば進んでいる」と回答した割合	41.2%	35.0%	**45.0%**

行政の指標

指標	担当課	実績	目標
要保護児童対策地域協議会の開催	こども家庭センター	年１回（令和６年度）	年１回以上（令和 12 年度）
児童虐待防止に関する広報活動	こども家庭センター	年１回（令和６年度）	年１回以上（令和 12 年度）
市ホームページの多言語に対応した更新	市民協働課	０回（令和６年度）	１回（令和 12 年度）
国際交流協会によるイベントの開催	市民協働課	１回（令和６年度）	１回（令和 12 年度）
小美玉市国際交流協会広報部会による広報紙の発行	市民協働課	０回（令和６年度）	１回（令和 12 年度）
生活支援体制整備事業協議体の開催 ※第１層協議体	地域包括支援センター	12 回（令和６年度）	12 回（令和 12 年度）

指標	担当課	実績	目標
生活支援体制整備事業協議体の開催 ※第２層協議体	地域包括支援センター	36 回 （令和６年度）	36 回 （令和 12 年度）
生活困窮者自立支援事業の延べ相談件数	社会福祉課	273 件 （令和６年度）	280 件 （令和 12 年度）

基本目標３の達成に向けた成果指標

地域福祉に関するアンケート調査結果の指標

	令和２年度 実績	令和７年度 実績	令和 12 年度 目標
日頃から地域の防災訓練に参加していると回答した割合	8.0%	6.0%	**10.0%**

行政の指標

指標	担当課	実績	目標
コミュニティバスおみたん号の利用者数	都市整備課	156.8 人／日 （令和６年度）	171.0 人／日 （令和 12 年度）

資料編

1　策定経過

年 月 日	内　　容
令和７年２月５日～ 令和７年３月４日	小美玉市地域福祉計画策定に係るアンケート調査の実施 〇市内在住の 18 歳以上　2,000 人（回収率：36.9%） ※ＷＥＢ回答による回収は、令和７年２月 28 日まで
令和７年８月 28 日	第１回小美玉市地域福祉計画策定委員会 （１）小美玉市地域福祉計画の概要・骨子案について （２）アンケート結果について
令和７年 11 月 14 日	第２回小美玉市地域福祉計画策定委員会 （１）第４次地域福祉計画（素案）について
令和７年 12 月 15 日～ 令和８年１月 14 日	パブリックコメント実施
令和８年２月 13 日	第３回小美玉市地域福祉計画策定委員会 （１）第４次地域福祉計画（案）について

２　小美玉市地域福祉計画策定委員会条例

平成27年３月24日

条例第１号

（設置）

第１条　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する小美玉市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、小美玉市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（１）　地域福祉計画の立案に関すること。

（２）　地域福祉計画策定に関する調査及び連絡調整に関すること。

（３）　その他地域福祉計画策定に関し必要な事項。

（組織）

第３条　委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市民の代表

（２）　市議会の議員

（３）　福祉関係者

（４）　保健医療関係者

（５）　行政機関関係者

（任期）

第４条　委員の任期は、計画策定に係る事項が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

３　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、委員の２分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、計画策定のために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉部福祉事務所社会福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年小美玉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

３　小美玉市地域福祉計画策定委員名簿

No.	区　分	氏　名	役職名等	備考
1	市民の代表	𠮷倉　一郎	区長会代表	
2		佐藤　雅記	学校長会代表	
3	市議会の議員	◎石井　旭	文教福祉常任委員長	※令和７年 11 月まで
4		◎山崎　晴生	文教福祉常任委員長	※令和７年 12 月～
5	福祉関係者	鶴町　みち子	民生委員児童委員代表	※令和７年 11 月まで
6		渡邊　弘明	民生委員児童委員代表	※令和７年 12 月～
7		黒田　惇彦	ボランティア連絡協議会代表	
8		緑川　忠雄	老人クラブ連合会代表	
9		橋本　勝	身体障がい者福祉協会代表	
10		中山　洋一	身体障がい福祉施設代表	
11		木村　容子	介護老人福祉施設代表	
12		戸田　見良	民間保育園協議会代表	
13		大槻　良明	日赤奉仕団代表	
14		大山　明弘	社会福祉協議会代表	
15	保健医療関係者	○諸岡　信裕	医療関係者代表	
16		小林　美津	管理栄養士	
17	行政機関関係者	長谷川　勝彦	保健衛生部長	
18		佐々木　浩	福祉部長兼福祉事務所長	
19		島田　視一	介護福祉課長	
20		櫻井　正樹	こども課長	
21		酒井　美智子	地域包括支援センター長	
22		尾形　健	こども家庭センター長	

※「◎」は委員長、「○」は副委員長。

第４次小美玉市地域福祉計画

発行年月：令和８年３月
発　　行：小美玉市　福祉部　社会福祉課
〒311-3495　茨城県小美玉市上玉里 1122
TEL：0299-48-1111（代表）
FAX：0299-58-4846
URL：https://www.city.omitama.lg.jp

DIAMOND CITY
OMITAMA